

平成 25 年第 3 回 (定例)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 25 年 9 月 6 日

平成 25 年 9 月 12 日

平成 25 年 9 月 19 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (9 月 6 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会、開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町長諸報告	5
議会報告	9
議案第 4 2 号	14
議案第 4 3 号	14
議案第 4 4 号	14
議案第 4 5 号	14
議案第 4 6 号	14
議案第 4 7 号	14
議案第 4 8 号	17
議案第 4 9 号	18
議案第 5 0 号	19
議案第 5 1 号	20
議案第 5 2 号	20
議案第 5 3 号	21
議案第 5 4 号	22
報告第 3 号	23
報告第 4 号	24
発議第 1 号	24
陳 情	25
散 会	25

第 2 号 (9 月 12 日)

議 事 日 程	26
本日の会議に付した事件	26

出席議員	26
欠席議員	26
議会事務局職員出席者	26
説明のため出席した者	26
開議宣言	27
3番議員	松山 力弥	27
1番議員	田ノ上 真	36
9番議員	今村 桂子	40
11番議員	柴田 真人	51
5番議員	田原 重美	55
14番議員	原野 敏彦	57
13番議員	藤 石 豊	63
散会	68

第 3 号 (9 月 19 日)

議事日程	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	70
欠席議員	70
議会事務局職員出席者	71
説明のため出席した者	71
開議宣言	72
議案第 42号	72
議案第 43号	72
議案第 44号	72
議案第 45号	72
議案第 46号	72
議案第 47号	72
議案第 48号	76
議案第 49号	77
議案第 50号	78
議案第 51号	79
議案第 52号	79
議案第 53号	80
議案第 54号	82
発議第 1号	83

陳 情	83
糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の選挙	84
委員会の閉会中の継続調査について	85
議員の派遣について	85
閉 会	86

議事日程(第1号)

平成25年9月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第42号 平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第43号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第44号 平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第45号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第46号 平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第47号 平成24年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第48号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第49号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第50号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第51号 須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 須恵町監査委員の選任について
- 日程第16 議案第53号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第54号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 報告第 3号 平成24年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第19 報告第 4号 平成24年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第20 発議第 1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第21 陳情書 本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告

- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 4 2 号 平成 2 4 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 5 0 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 5 1 号 須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 5 2 号 須恵町監査委員の選任について
- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 報告第 3 号 平成 2 4 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 9 報告第 4 号 平成 2 4 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 0 発議第 1 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第 2 1 陳 情 書 本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書

出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 田ノ上 真 | |
| 3 番 松 山 力 弥 | 5 番 田 原 重 美 |
| 6 番 荒 木 敏 光 | 7 番 吉 本 實 |
| 8 番 合 屋 伸 好 | 9 番 今 村 桂 子 |
| 1 0 番 三 上 政 義 | 1 1 番 柴 田 真 人 |
| 1 2 番 長 澤 誠 司 | 1 3 番 藤 石 豊 |
| 1 4 番 原 野 敏 彦 | 1 5 番 三 角 良 人 |

欠席議員（1名）

- 2 番 百 田 輝 子

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄 一 係長 百田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・	中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・	稻 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・	平 松 秀 一	理 事(地域振興課)・・	印 藤 勝 人
理 事(図書館長)・・	今 泉 智 明	理 事(公民館長)・・	安 川 敏 幸
総務課長・・・・・・・・	今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・	吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・・	合 屋 勝 秀	税務課長・・・・・・・・	櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・	畑 江 達 也	都市整備課長・・	安河内 久 人
上下水道課長・・	石 井 浩 二	子ども教育課長・・	稻 永 修 司
社会教育課長・・	川 津 政 文	出納課長・・・・・・・・	大 塚 信 夫
総務課参事・・	満 行 誠	監査委員・・・・・・・・	百 田 清 二

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。

空梅雨のような6月を過ごした後は、とんでもない暑さになりまして、水の心配をしておられるになると、今度は1週間の長雨が続きまして。大変な気候になっております。ただ、幸いにも、議会災害対策本部を設置することなく終わったことを喜ばしく思っております。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

ただいまから、平成25年第3回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、百田輝子議員より欠席の届け出が出ておりますので御報告します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。先ほど、議長のほうから暑さの次、大雨ということで、これは全世界的に大きな被害が出ております。それで終わればよかったんですけど、また竜巻ということで、非常にどうなっているのかなと思って、心配しております。9月の定例議会が天気のように荒れることなく、スムーズに進行されることを願っております。

それでは、ただいまより報告します。議会運営委員会の協議結果を報告します。

8月29日午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成25年第3回定例会の運営について協議をいたしました。今回、提出された議案は13件でございます。そのほか、報告2件、それから、中嶋町長諸報告及び閉会中の組合議会報告が3件、陳情1件、意見書1件でございます。

会期は本日9月6日より9月19日までの14日間といたしております。

委員会付託については、議案第42号から議案第47号までは決算認定関連議案であります。一括提案し、決算審査特別委員会に付託、議案第53号については予算審査特別委員会に付託することといたしております。陳情及び意見書については各委員会に付託するようにしています。

一般質問は9月12日午前9時より行います。一般質問終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。また、最終本会議にて、糟屋郡篠栗町他1市5町財産組合議員の選挙を行う予定でございます。9月13日、現場視察は午前9時30分より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。第3回定例会の会期を、本日から9月19日までの14日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月19日までの14日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番議員、7番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 先ほどから、議長、あるいは議運の委員長が申されましたように記録的な猛暑日が続きまして、日本一暑い福岡県ということであったわけですが、台風15号の影響からか、現在、朝夕はめっきり秋らしく好季節となってきたわけでございます。

ことは町政60周年ということでございますが、その上半期、非常に須恵町にとっては不運が続いておったわけでございますけども、いろんなことが一件落着をいたしまして、新聞報道によりまして、全国の1,742ある市町村の中で女性の長寿率が第9番目ということで、長寿のまちであることが報道されたわけでございます。また、先々週行われました全国中学校の剣道大会において、須恵中学校が全国準優勝という輝かしい成績を収めました。公立中学校としては最高の成績を収めたわけでございます。下半期に大いに期待の持てる兆しが見えてきたのではなかろうかと、各界、各層の方々の活躍に経緯を表すものでございます。

それでは、諸報告を申し上げます。

平成24年度一般会計決算について

まず、平成24年度の一般会計決算についてでございます。

平成24年度の一般会計決算につきましては、歳入総額81億656万6,822円に對しまして、歳出総額は79億3,349万6,837円、歳入差引額は1億7,306万9,985円でございます。前年度決算に比べまして、歳入は2.2%、歳出は2.7%の増となっております。平成24年度の決算は、歳入歳出ともに過去最高の決算額となりました。歳入総額につきましては、初めて80億を超えたわけでございます。歳出総額につきましても、3年連続の決算額の増加を更新いたしております。

財政構造の弾力化を示します経常収支比率につきましては、84.9%から85.3%へ、わずか0.4%硬直化をしたわけですが、これは以前からお約束をしておりました積極的な財政運営、その結果をこの決算に表すことができたものと思っております。

では、具体的に歳入でございますが、国家予算の約2割を占めます地方交付税は、22億4,031万円でございます。率にいたしまして、1.5%の増となっております。ピーク時の平成12年度には24億円程度あった地方交付税でございますが、その直後に成立いたしました小泉内閣の聖域なき構造改革による三位一体の改革によりまして、交付税の削減が先行実施されたために、一時は18億円を切る寸前まで激減したわけでございますが、ここにきてようやく回復しつつあります。町の自主財源の7割を占めております町税でございますが、25億5,075万円となっております。固定資産税につきましては、24年度は3年に1度の固定資産の評価替えがありましたので、その調定額は下がったわけでございますが、税制改正によります年少扶養控除が廃止されたために個人住民税が増収となりまして、町全体では0.5%の増となっております。

次に、歳出でございますが、人件費は11億6,601万円ございまして、7,168万円の減額でございます。率にいたしまして2.1%の減でございます。職員給に対しましては、前年度末退職者7名、24年度の採用が1名であったわけでございますが、決算額といたしましては2,505万円の減額、率にいたしまして3.3%の減となっております。職員数につきましては、平成18年の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行革推進法でございますが、あるいは行財政改革集中プランに従いまして、この数をこれまで削減してきたわけでございますが、国が定員管理調査結果で公表しておりますとおり、須恵町の職員数は平成17年度181名が平成24年度は142名と、この7年間でおよそ40名の職員を削減いたしております。率で申しますと21.5%の削減ございまして、5人に1人をリストラしたという形になるわけでございます。その結果といたしまして、17年度の決算額をベースに算出しました7年間の職員給の減額累積額は、およそ9億7,000万円に達しておるところでございます。次に、普通建設事業費でございますが、9億4,763万円、2億5,589万円の増額になりました。率にいたしまして3.7%の増でございます。ちょうど私が就任しました10年前でございますが、当時のボランティアセンター、福祉センターを建設いたしました平成14年度を最後に、10億円を超える事業は財政事情によりできておりませんでした。15年度以降でみますと24年度は最大の事業費となっておりますわけございまして、近年になく大きな事業をやれた年ではなかったかと思っております。主な事業といたしましては、本年4月に開園いたしましたれいんぼー幼稚園の建設、あるいは須恵中学校の校舎耐震補強、また、昭和63年建築以来、二十有余年経った本町の庁舎の空調改修、JAやすらぎ会館と九州自動車道の間を整備しました憩いの空間ポケットパークなどがございます。

次に、繰出金でございますが、24年度の特別会計への繰出金は11億8,183万円ございまして、前年度に引き続き、11億円を超えております。4,270万円の増額でございます。

率にいたしまして3.7%の増でございます。主なものといたしましては、国保、後期高齢者医療特別会計へおよそ6億8,200万円、公共下水道特別事業会計におよそ2億3,400万円、介護保険事業では2億1,700万円の繰り出しでございます。

財政調整基金、減債基金につきましては、利子、あるいは不動産売却収入など、およそ2億1,900万円を積み立てております。基金の取り崩しにつきましては、当初予算では減債基金2億8,000万円を、3月の補正予算では財政調整基金を9,400万円、繰入金の予算として計上しておったわけでございますが、最終的にはともに取り崩すことなく、財政調整基金、減債基金を合わせましたところの現在の基金残高は、27億1,100万円まで積み出すことができました。これも、議員の皆様、町民の皆様方の御理解と御協力の賜物だと心より感謝を申し上げます。なお、24年度におきましても、宝満堂様、喜楽鋳業様、株式会社ピーエムティー様から多額の御寄付をいただきましたことを御報告申し上げますとともに、改めてお礼申し上げます。

最後になりますが、議案の提出に合わせまして、財政健全化法によります財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を監査委員の意見をつけまして報告しておりますが、両比率につきましては、昨年度に引き続き、正常の範囲内であることを申し添えておきます。

水道事業決算について

次に、水道事業の決算でございますが、平成24年度水道事業決算についてでございます。

平成24年度は降雨も平年並みの量に恵まれ、水の安定的な供給もできたと思われまます。

平成24年度収支は、水道事業収益が消費税抜きで5億5,340万262円に對しまして、同経費は5億1,849万1,430円で、差し引き3,490万8,832円の黒字となりました。収入面では長引く経済活動の停滞、節水意識の浸透など、水需要の変化が進む現状にあって、水道料金の伸び悩みが生じておりますが、費用面では削減に努めてまいりましたので、3,490万円余りの純利益が生じました。その結果、当年度未処理欠損金は9,943万865円となりました。

今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう努めてまいりたいと考えております。

福岡ソフトバンクホークスのファーム本拠地について

次に、今話題となっております福岡ソフトバンクホークスのファームの本拠地のことについて御報告を申し上げます。

議員皆様方も御存じのように、先月の8月2日、福岡ソフトバンクホークスよりファーム本拠地球場の用地選定に係る公募が記者発表されました。志免、粕屋の両町長と協議し、志免炭鋳ばた山開発推進協議会として誘致に名乗りを上げるべく、指示をいたしております。その後、今回

の窓口であります金融機関より連絡が入りまして、正式な募集要項を受け取り、8月16日にばた山開発推進協議会代表者会、23日に本町議会特別委員会、同じく30日に推進協議会を開催し、いずれも賛成多数で承認をいただき、今後のスケジュールに沿った作業に着手しているところでございます。

現在、福岡県内外で24カ所、きょう苅田町と福岡市が名乗りを上げておりますので、24カ所になったわけでございますが、22市町が名乗りを上げており、誘致活動が活発に行われております。ほかの候補に比べ、3町にまたがりますばた山跡地が、交通アクセス、地理的状況、地域住民の支援体制、経済効果など、どれをとっても優位であることに間違いはありません。しかしながら、今後の誘致に関する条件といたしまして、造成工事等の極めてハードルの高い問題もでございます。閉山後50年近くを経過し、樹木こそ生い茂ったものの、これといった活路を見出せないまま据え置かれた状態で、これを千載一遇のチャンスとして捉えるのか、放置するのかを考えたとき、私は熟慮断行、トライすべきだと確信いたしております。また、福岡都市圏といいいながらも、宗像、糸島、筑紫地域に比べ、今ひとつプロモーションが少なく、これを、須恵、志免、粕屋、3町でなく、他町も含めた粕屋地域全体の誘致活動として捉え、いっそうの活性化を期待するものでございます。

どうか、議員各位を初め、住民と行政が一体となっかかり取りたいと考えておりますので、趣旨御理解の上、御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

県道志免・須恵線の全線開通について

次に、県道志免・須恵線の全線開通についてでございます。

県道志免・須恵線の全線開通につきましては御報告させていただいておりますが、県道志免・須恵線道路事業につきましては、昨年12月議会の諸報告において、平成25年7月末の全工事完了を目途とし、その後の供用開始手続を経て、全線開通予定であることを御報告いたしておりました。

現在、舗装工事が施工されておりますが、最終段階における各種工事等の日程調整の結果、本線の開通につきましては9月20日供用開始の公告、翌21日午後に全線開通となることが決定をいたしました。

平成19年12月の定例議会におきまして、周辺道路の渋滞解消及び周辺地域の開発促進、高速道路インターへのスマートアクセスなど、さまざまな経済効果を見込み、完成に向けて努力していくことを報告させていただいてから約6年、早期完成に向け御尽力いただきました本議会を初め、福岡県土整備事務所、並びに建設促進期成会、地元農区等関係各位に対しまして心からお礼を申し上げ、志免・須恵線全線開通の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項

につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。——原野議員。

議員（14番 原野 敏彦） 今、町長からソフトバンク誘致の件の報告があったわけですが、志免町では町民からの電話等で賛成だということで、町民挙げてやっているのかわかりませんが、今回は千載一遇のチャンスであります。そういうことで、議員、行政、一体になるのはもちろんでございますけれど、町民を巻き込んだ話題性といいますか、宗像市等々でもやっぱり新聞等に出ておりますけれども、町民を巻き込んだ形でこの誘致を成功させたいなという思いでございます。

第1次審査、第2次審査とあるわけですが、もちろん第1審査はクリアできると思っておりますけれども、第2次審査のプレゼンテーション、これが一番やっぱり大きなキーポイントになるだろうと思うことではありますけれども、それよりか先に、やはり町民が一体となってこの誘致を促進するように働きかけるべきではないかなと思っておりますので、その辺の思いを町長のほうからちょっとお聞きしたいと思います。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） その件については、3町長、特に志免の町長からそういったプロモーションをするべきではないかという意見が出ておりました。きょう粕屋町も本議会が開催されると思っておりますが、粕屋町は手を挙げとったところは手をおろすと、粕屋独自のところは、ということの報告を受けておまして、24カ所が23カ所になるということですが、久山の動向をちょっと見たいと。久山はまだ手をおろしておりませんので、同じ糟屋郡内にそういった競争相手がある中で、糟屋郡一体となってということになると非常に厳しさがあります。

で、さきの全国町村長大会で地元選出の宮内代議士のところに行きまして、ソフトバンク関係者と首長と若干秘密裏にというか、相手の探りを入れたんですけれども、その中で、やはりそのときは久山も抜けてあったということで、私も遠慮して会わなかったといういきさつがあるわけですが、その辺、1次審査に通れば、何らかの形で。例えば、ぼた山の誘致の看板を上げるとか、あるいは、はんでん等を窓口職員に着せさせるとか、そういったプロモーションはやっていきたいなということでございますが、いずれにいたしましても、コンサルのほうにお尋ねしても、1次審査をクリアできたならばの話じゃないでしょうかということでございますので、1次審査を無事通過すれば、そういったプロモーションも考えていきたいというふうに思っております。

議長（三角 良人） いいですか。ほかに質問ございませんか。——これにて質問を終結します。

日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。
5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） おはようございます。

平成25年7月23日に行われました第3回7月粕屋南部消防組合議会臨時会の報告をいたします。

議案第11号財産の取得 災害対応特殊救急自動車について。下記のとおり財産を取得するため、粕屋南部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。契約の目的、災害対応特殊救急自動車購入。契約の方法、指名競争入札。契約金額、3,234万円。契約の相手方、福岡トヨタ自動車株式会社。提案理由としまして、粕屋南部消防組合第4次消防力整備計画に基づき、平成25年度事業として現在中部消防署に配備している災害対応特殊救急自動車を更新し、整備を図るものです。これは平成19年1月23日に購入して7年を経過しておりますので、7年で一応役目を終えるということです。その後、整備をして、南部消防署に配置をするということです。これは、全員賛成で可決しております。

議案第12号財産の取得 化学消防ポンプ自動車について。下記のとおり財産を取得するため、粕屋南部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。契約の目的、化学消防ポンプ自動車購入。契約の方法、指名競争入札。契約金額、4,903万5,000円。契約の相手方、株式会社消防防災福岡支店。提案理由としまして、粕屋南部消防組合第4次消防力整備計画に基づき、平成25年度事業として現在南部消防署に配備している化学消防ポンプ自動車を更新し、整備を図るものです。これは平成10年9月16日に購入して15年で一応更新ということになっております。これは後は整備して、中部消防署に非常用消防として配置するということです。全員賛成で可決しております。

次に、平成25年8月20日に行われました第4回8月粕屋南部消防組合議会臨時会の報告をいたします。

議案第13号平成25年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）。平成25年度粕屋南部消防組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億421万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,312万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。一時借入金、第3条、一時借入金の最高額から7,440万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を1億2,140万円とする。全員賛成で可決しております。

以上、報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。12番、長澤誠司議員。

議員（12番 長澤 誠司）須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会が開催されましたので、報告いたします。

去る8月27日、平成25年度第2回定例会が開催されました、議事日程につきましてはお手元に配付している資料のとおりでございます。

まず初めに、組合長報告におきまして、大牟田リサイクル発電事業につきまして、6月の運営協議会で阿蘇広域行政組合、菊池市を除く委員全員により5年間の事業延長が決定されたとの報告がっております。また、篠栗町の地元協議につきましては、クリーンパーク稼働協議会準備委員会が8月に発足し、来年度4月の本協議会の発足に向けて動き出したとの報告でございました。今後の泗水園につきましては、建てかえ、外部への委託等、検討していきたいとのことでありました。

続きまして、議案でございますが、議案第9号は専決処分を求めることについて、専決第1号組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてです。地方自治法第286条の第1項の規定により、平成25年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済組合を脱会させ、平成25年度4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に下田川清掃施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更する必要が生じ、専決しましたので、議会の承認を求めるものでございます。全員賛成で可決しております。

議案第10号専決処分を求めることについて、専決第2号須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてです。地方自治法第179条第1項の規定により、須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、承認を求めるものでございます。篠栗町側道路改良工事負担金について、改良工事の工期変更により翌年度への繰り越し施工することができる経費として3,256万5,000円の繰越明許費を設定し、専決処分をしたものでございまして、全員賛成で可決しております。なお、須恵町側道路改良工事につきましては、本年度で完了予定であります。

議案第11号は、平成24年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。決算総額につきましては、歳入総額25億1,035万2,470円、歳出総額24億2,333万7,862円で、歳入歳出差引総額8,801万4,608円となっております。黒字でございます。須恵町の分担金としましては、4億9,650万8,000円で、3町分担金総額の29.55%となっております。全員賛成で可決しております。

議案第12号は、平成25年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)についてです。歳入歳出予算の総額からそれぞれ384万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ25億6,900万4,000円とするものです。主なものですが、歳入につきましては、前年度繰越金の増額、構成3町分担金の増減額、須恵町、志免町、宇美町、2町の委託事業収入の減額で、須恵町負担金につきましては、1,341万2,000円減の5億4,130万円となっております。歳出につきましては、電気料の値上げによる光熱水費増額、RDF施設、リサイクル施設の委託契約の見直しによる委託料の減額などがございます。全員賛成で可決しております。

最後に、報告第1号平成24年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてです。繰越明許費繰越計算書につきましては、3,256万5,000円の繰越額、財源内訳、全額一般財源との報告がございました。

なお、議案書及び平成24年度歳入歳出決算書等につきましては、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、報告終わります。

議長(三角 良人) 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。10番、三上政義議員。

議員(10番 三上 政義) 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告をさせていただきます。

平成25年8月30日に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合におきまして、第2回定例会が開催されました。

議案第3号は、平成25年度一般会計補正予算(第1号)で、歳入歳出予算の総額5,440万2,000円に歳入歳出それぞれ466万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ5,906万9,000円とするものでございます。主な補正要因は、歳入では森林整備加速化林業再生事業補助金50万円と、前年度の繰越金でございます。歳出では林道建設費156万円、造林業委託料100万円、庁舎管理費で議場内装工事、トイレ浄化槽手数料等に要する経費が追加補正されており、議員定数削減に伴う歳費の減額12万円も見込んでおります。賛成多数で可決されました。

議案第4号は、平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額6,799万2,926円、歳出総額6,282万5,411円、歳入歳出差引額516万7,515円、実質収支額516万7,515円となっており、賛成多数で認定しております。

次に、日程が追加され、議案第5号といたしまして、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合組合長の選挙が提案されました。提案理由は、組合長佐伯勝重氏の辞任に伴う組合長の選挙を行うもので、任期は平成25年9月1日から平成29年8月31日の4年間でございます。新組合長に、

住所、糟屋郡粕屋町大字江辻284番地、氏名、篠崎久義氏が提案され、賛成多数で新組合長に就任されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 南部消防組合の補正の歳出のところ、用地購入費というのが9,921万6,000円出ておりますが、この場所はどこに決定されて、広さはどれぐらいなのか。今後多分、建設が予定されると思うのですが、人件費等も上がってくるのだろうと思いますが、その辺の作業等も今後あるのかどうか、お願いします。

議長（三角 良人） 田原議員。

議員（5番 田原 重美） 場所は、粕屋町大字仲原字曲り1852番2、地目は田、地積は954平方メートルと、同じく、粕屋町大字仲原字曲り185番1号、これも地目は田です、728平方メートル、合計して1,682平方メートルです。坪数にしまして508.8坪です。それで、取得価格は9,921万6,000円です。坪単価が19万5,000円となっております。

あと、場所は、イオン前の道をまっすぐ仲原へ走っていくと、あの大きい道です、あれもっと行ったら粕屋中学校ありましょ、その先の大きな信号機ありましょが、あれのちょうど角地になります。

議員（5番 田原 重美） 28年度に2署1出張所ということで、今度、新しい粕屋町の分が1出張所できるとです。今、資料では23年度で147名の定員が165名の定員になるとです。そして、それで消防車両が1分隊3人から4人体制のを、ここ幾つやったかな……。9人ですかね、1サイクルが3人3交代制かなんか。非常用救急車が1台と消防車が1台できるとですかね、その出張所に。

ちょっと後でもう1回調べて、報告します。

議長（三角 良人） いいですか。ほかに質問ございません。——これにて質問を終結します。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第42号から議案第47号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5．議案第42号

日程第6．議案第43号

日程第7．議案第44号

日程第8．議案第45号

日程第9．議案第46号

日程第10．議案第47号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第42号平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第43号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第44号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第45号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第46号平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第47号平成24年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上、6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。大塚出納課長。

出納課長（大塚 信夫） それでは、議案第42号から議案第46号までの平成24年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。なお、先ほどの町長報告と一部重複する部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。また、監査委員による決算審査については、7月25日から8月20日まで実施されまして、意見書を提出していただいております。決算の内容、主な財政指標等、御参照いただければと思います。

まず初めに、議案第42号平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定であります。別冊の決算書10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額8億656万6,822円に対しまして、歳出総額79億3,349万6,837円で、歳入歳出差引額、形式収支としましては、1億7,306万9,985円です。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額が415万6,000円を差し引いた実質収支額は1億6,891万3,985円となっています。この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支は3,842万524円の赤字で、これに財政調整基金の積立額2億1,901万7,000円を加えた実質単年度収支額は1億8,059万6,476円の黒字となります。

2ページ、3ページの歳入の主な構成比ですが、1款町税31.5%、2款地方贈与税0.8%、6款地方消費税交付金2.8%、9款地方交付税27.6%、11款分担金及び負担金1.2%、

12款使用料及び手数料2.3%、4ページ、5ページに移りまして、13款国庫支出金8.7%、14款県支出金5.9%、15款財産収入1.4%、18款繰越金2.6%。19款諸収入3.7%、20款町債10.1%で、歳入合計額の予算に対する収入率は98.0%、調定に対する収入率は97.9%となっています。

次に、歳出の主な構成比ですが、6ページ、7ページをお願いします。1款議会費1.5%、2款総務費13.2%、3款民生費40.5%、4款衛生費12.1%、6款農林水産業費2.5%、8款土木費7.0%、8、9ページに移りまして、9款消防費3.7%、10款教育費10.0%、12款公債費9.4%で、歳出合計額の予算に対する執行率は95.9%となっています。

次に、議案第43号国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、178ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額31億3,828万9,096円に対しまして、歳出総額31億3,203万9,543円で、歳入歳出差引額は624万9,553円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと、295万8,063円の黒字となり、24年度は法定繰入金以外の一般会計からの繰入金が2億2,668万円ありますので、実質単年度収支は2億2,372万1,937円の赤字となります。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.0%、調定に対する収入率は91.4%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.8%であります。

次に、議案第44号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、212ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億5,037万2,541円に対しまして、歳出総額2億3,822万1,100円で、歳入歳出差引額は1,215万1,441円、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.9%、調定に対する収入率は98.2%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.0%となっています。

次に、議案第45号公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、230ページをお願いいたします。

歳入総額10億3,930万6,601円に対しまして、歳出総額10億3,184万2,477円で、歳入歳出差引額は746万4,124円で、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越額が80万円ありますので、差し引いた実質収支額は666万4,124円となっています。

歳入合計額の予算に対する収入率は99.8%、調定に対する収入率は97.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.1%となっています。

最後に、議案第46号農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、252ページ

をお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 8,057万6,034円に対しまして、歳出総額 7,697万1,377円で、歳入歳出差引額は360万4,697円、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.3%、調定に対する収入率は98.6%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.8%となっています。

以上、よろしく御審議方をお願いいたします。

議長（三角 良人） 次に、石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。

議案書の6ページをお願いいたします。議案第47号平成24年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度須恵町水道事業会計決算書を監査委員の意見をつけて認定に付するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成24年度水道事業会計決算書で説明させていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。平成24年度須恵町水道事業決算報告書でございます。なお、以下、消費税込の決算額を述べさせていただきます。

（1）収益的収入及び支出のうち、収入は第1款水道事業収益、決算額5億8,100万1,544円、前年度比0.6%の減でございます。主なものは、その他営業収益の給水申込加入金の減でございます。次に、支出は第1款水道事業費用、決算額5億3,010万4,315円、前年度比3.5%の減でございます。予算額に比べ、1,838万7,685円の不用額が出ておりますが、主なものとしましては、配水及び給水費、修繕費等の執行残によるものとなっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。（2）資本的収入及び支出のうち、収入は第1款資本的収入、決算額3,448万9,350円、前年度比41.0%の減でございます。これは石綿管改良工事に伴う企業債及び国庫補助金の減収でございます。次に、支出は第1款資本的支出、決算額2億867万2,512円、前年度比2.3%の減でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,418万3,162円は、損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第42号から議案第47号については、議長を除く13人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第47号は決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の正副委員長については調整ができておりますので、報告します。委員長は合屋伸好議員、副委員長は今村桂子議員であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11．議案第48号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第48号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。櫻木税務課長。

税務課長（櫻木 幹夫） それでは、議案書7ページをお開きください。

前回の専決議案におきましては、少し時間をとりすぎてしまいましたので、今回は端的に御説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第48号でございます。須恵町税条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されております。同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されておりますので、当該条例の一部を改正する必要が生じておりますので、提案するものでございます。

改正部につきましては、次のページ、8ページ以降に添付しております。また、新旧対照表につきましては12ページ以降に添付しております。また、詳細な説明資料につきましては、皆さんのお手元のほうにお配りしているかと思っております。

今回の大きな改正の内容につきまして、まず、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われております。市町村が公的年金の支払いをする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1の額とするということで見直しが行われております。それから、金融課税の一体化が行われております。まず、金融商品に係る損益

通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式が変更となっております。さらに、少額の上場株式等に係る配当、譲渡益等の非課税措置が拡充となっております。詳細につきましては、また委員会等でお話ししたいと思いますので、どうぞよろしく御審議方お願いいたします。

以上でございます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第 48 号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号須恵町税条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 12 . 議案第 49 号

議長（三角 良人） 日程第 12、議案第 49 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） それでは、議案書 31 ページをお願いいたします。

議案第 49 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由としまして、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ公布されたため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

34 ページ、新旧対照表をお願いいたします。附則の第 3 項においては、上場株式等に係る配当所得の分離課税について、特定公社債等の利子所得が対象に追加されたことに伴いまして、配当所得を配当所得等に改めるものでございます。附則第 6 項においては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の係る分離課税に改組されたことに伴い、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定として整備をいたしております。35 ページの改正前の附則第 7 項、8 項、次のページの 9 項、11 項、39 ページの 16 項については、法令では国民健康保険税について独立した規定をおいていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条令の性格を踏まえ、削除するものとしております。35 ページへ戻っていただきまして、改正後の附則第 7 項は、第 6 項において株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等と上場株式等に改組されたことに伴い、上場株式等に係る上場株式等の分離課税について整備したことに伴う規定の新設でございます。36 ページの附則第 8 項は、附則 10 項の規定の繰り上げでございます。

37 ページの附則第 9 項は附則第 12 項の繰り上げでございます。附則第 10 項は附則第 13 項

の規定の繰り上げでございまして、38ページの附則第11項は附則第14項の規定を繰り上げ、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の実所得等が対象に追加されたことに伴い、配当所得を利子所得、配当所得、及び雑所得に改めております。附則第12項は附則第15項の規定を繰り上げるものでございます。

33ページへ戻っていただきまして、附則の第1条でこの条例は平成29年1月1日から施行する、第2条で改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は平成29年旧年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、28年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第49号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第13・議案第50号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書40ページでございます。議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由としまして、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

42ページの新旧対照表をお願いいたします。附則の第3条、延滞金の割合の特例は地方税の延滞金の割合の見直しに合わせた改正でございます。改正前の納付期限後1カ月以内の割合特例措置を、改正後では特例基準割合の定義を改め、納付期限後1カ月以内の割合については特例基準割合に年1%を加算した割合に改め、納付期限後1カ月を過ぎた割合につきましては特例基準割合を年7.3%を加算した割合を追加するものでございます。

41ページの附則の第1条で、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。第2条としまして、改正後の附則第3条の規定は延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものにつきましては従前の例によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第50号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第14．議案第51号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。畑江健康福祉課長。

健康福祉課長（畑江 達也） 議案書43ページをお願いいたします。議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について。

須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例は、廃止するものでございます。

提案の理由といたしまして、この条例の効力が平成25年3月31日限りで失効したため、提案するものであります。

この条令につきましては、DV対策や自殺予防などの弱者支援や自立支援事業の強化を行うため、事業に要する費用に対し交付金を受け入れるために基金の管理関係を条例化しておったものでございますが、条令の効力が失効しておりますので、廃止をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第51号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定についてを、文教厚生委員会に付託します。

日程第15．議案第52号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第52号須恵町監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 44ページでございます。議案第52号須恵町監査委員の選任についてでございます。

須恵町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定によりまして、本議会の議決を求めるとでございます。

提案理由といたしましては、識見を有する者からの選出であります監査委員の百田清二氏が、平成25年12月21日をもって任期満了となるために、2期目の再任を提案するものでございます。

経歴につきましては45ページに添付いたしておりますので、参照していただきたいと思っております。

住所が大字佐谷387番地2、氏名、百田清二、生年月日、昭和26年1月9日、任期といたしまして、平成25年12月22日から平成29年12月21日まででございます。

よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第52号を各委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号須恵町監査委員の選任についてを各委員会に付託します。

日程第16・議案第53号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第53号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書は46ページをお開きください。議案第53号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法の規定により、平成25年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。平成25年度須恵町一般会計（第3号）は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、総額に歳入歳出それぞれ6,777万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ79億2,172万円とする。第2項補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。第2条地方債の補正ですが、地方債の廃止は第2表地方債補正により、第3条債務負担行為の補正ですが、債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるものでございます。

次に、2ページ、第1表歳入でございますが、主なものを申し上げます。8款地方特例交付金につきましては、交付額の確定により366万9,000円の増額計上でございます。9款地方交付税は、今回の補正の歳出総額に対し歳入の不足する額について、普通交付税267万

9,000円により財源手当てをいたしております。18款繰越金は、24年度からの繰越金の留保額を全額計上いたしております。20款町債につきましては、第2表で説明をいたします。

次に、3ページ、歳出の主なものでございますが、3款民生費では、2項児童福祉費に保育士等処遇改善事業費などを計上いたしております。6款農林水産業費、1項農業費においては、農業基盤の整備事業費800万円の追加計上でございます。8款土木費、4項都市計画費において、旧焼却場跡地の測量調査設計費など、合わせて840万円。9款消防費は、消防組合負担金の追加などでございます。10款教育費においては、4項の幼稚園費で南幼稚園のエアコン購入費など、合わせて1,267万2,000円などを計上いたしております。11款災害復旧費は、農地の災害復旧工事費として100万円の追加でございます。

次に、4ページでございます。第2表地方債補正、廃止でございますが、起債の目的、交通安全対策事業債、限度額440万円を廃止するものでございます。これは、同様の起債を24年度の補正予算の繰越明許費にも計上いたしております。結果的にそちらのほうの24年度国庫補助事業が採択されましたので、25年度の当初予算に計上いたしておりますこの起債を廃止し、減額するものでございます。

次に、5ページ、第3表債務負担行為の補正でございます。追加でございますが、事項、糟屋南部消防組合負担金、組合が24年度に借り入れた起債の償還金について、平成25年度から29年度まで5年間、限度額87万円の債務負担行為を設定するものです。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号については議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

日程第17・議案第54号

議長（三角 良人） 日程第17、議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書47ページでございます。議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるとでございます。

別冊の補正予算書22ページでございます。平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ472万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ32億8,476万1,000円とするものでございます。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

23ページの歳入でございます。3款1項国庫負担金の減額補正は、歳出の後期高齢者支援金納付金と介護納付金の確定によりその補助率で補正をいたしております。2項国庫補助金の減額補正も1項と同様、納付金の確定によるものと、税制改正システム委託料の全額補助対象により、補正をいたしております。5款1項前期高齢者交付金の減額補正は、支払基金からの決定通知により補正をいたしております。6款2項県補助金の減額補正につきましても、国庫負担金同様、後期の支援金と介護納付金の確定により補正をいたしております。9款1項繰越金は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回計上をいたしております。

次のページ、歳出でございます。1款1項総務管理費の追加補正は、税制改正システムの電算改修委託料を補正しております。3款後期高齢者支援金と4款前期高齢者納付金と6款介護納付金の補正は、各納付金の決定通知により確定しておりますので、今回補正をいたしております。9款1項償還金及び還付加算金の追加補正は、24年度の実績による退職者医療療養給付費及び特定健診に返還金が出ておりますので、補正をしております。10款予備費の追加補正は、収支の調整により補正をいたしております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第54号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第18・報告第3号

議長（三角 良人） 日程第18、報告第3号平成24年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。報告を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書48ページをお開きください。報告第3号平成24年度須恵町健全化判断比率の報告について。

平成24年度須恵町健全化判断比率について、財政健全化法の規定により監査委員の意見をつ

けて別紙のとおり報告をいたします。

次の49ページでございます。一般会計の実質赤字比率及び一般会計から各特別会計、水道事業会計まで含めたところの連結実質赤字比率は、赤字額がないため、ございません。それから、実質公債費比率10.8%、将来負担比率43.9%。ちなみに、平成23年度は、実質公債費比率が11.5%、将来負担比率が43.2%でございました。

以上のとおり、報告をいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第19．報告第4号

議長（三角 良人） 日程第19、報告第4号平成24年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。報告を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） 議案書の50ページをお願いします。報告第4号平成24年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

平成24年度須恵町公営企業の資金不足比率について、財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

51ページをお願いします。1、平成24年度公営企業の資金不足比率でございます。特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計とも、資金不足比率には該当しておりませんので、御報告いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第20．発議第1号

議長（三角 良人） 日程第20、発議第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とします。提出議員の説明を求めます。3番、松山力弥議員。

議員（3番 松山 力弥） 意見書について説明します。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）について、会議規則第13条の規定により、荒木議員を賛成議員として提出します。

平成24年8月30日付、議員発、発議第1号にて、地球温暖化対策に関する地方財源を確保、充実する仕組みの構築を求める意見書が採択となり、須恵町を初め、全国で585市町村が意見書を国に提出しています。国においても、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置

を平成24年10月に導入しましたが、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまり、制度創設にはいたっていません。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠であります。しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落、低迷や、林業従事者の高齢化、後継者不足の厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった状態が続いています。

これを再生させることともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安全的な財源確保を講ずることが急務であり、石油石炭税の税率の特例により、税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く要請するため、意見書を提出したいと思っておりますので、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本意見書の取り扱いについて各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出については各委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

日程第21．陳情書

議長（三角 良人） 日程第21、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書を議題とします。

本陳情は、国旗は日本国の象徴であり、地方自治体旗は貴自治体の象徴です。国旗及び自治体旗に対して敬意を表すためにも、本会議場の正面に日本国旗及び地方自治体旗を掲揚するよう求めた陳情でありますので、各委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月12日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時36分散会

平成25年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成25年9月12日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成25年9月12日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・稲永 張美
教育長・・・・・・・・・・平松 秀一	理事(地域振興課)・・印藤 勝人
理事(図書館長)・・今泉 智明	理事(公民館長)・・安川 敏幸
総務課長・・・・・・・・今泉 俊裕	まちづくり課長・・吉松 良徳
住民課長・・・・・・・・合屋 勝秀	税務課長・・・・・・・・櫻木 幹夫
健康福祉課長・・畑江 達也	都市整備課長・・安河内 久人
上下水道課長・・石井 浩二	子ども教育課長・・稲永 修司
社会教育課長・・川津 政文	出納課長・・・・・・・・大塚 信夫
総務課参事・・満行 誠	監査委員・・・・・・・・百田 清二

午前 9 時 00 分開議

議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで一括答弁についてお諮りします。田ノ上議員の質問と今村議員の質問はそれぞれ関連がありますので、一括答弁の取り扱いにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括答弁の取り扱いといたします。

日程第 1 . 一般質問

議長（三角 良人） 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。3 番、松山力弥議員。

議員（3 番 松山 力弥） おはようございます。議席番号 3 番、松山です。

先日、朝早くから日本全国が東京オリンピックに決まりまして、騒いでおられました。非常にいいことでございますけれども、私たちのこの須恵町あたりまで経済波及があればいいなと思っております。

また、我々須恵町におかれましても、今これに似たようなことが起こっております。それは、ぼた山のソフトバンク誘致でございます。今、まちづくり課等が一生懸命になって、書類審査に向けて 9 月の 28 日を目指して頑張っておりますので、各課の皆様にも御協力のほど、よろしくをお願いします。

そして、これが決まれば、本当にこの須恵町の起爆剤になり、そして今、須恵町のドバイといえますか、スマートインター付近の志免・須恵線の道路沿い、あすこら辺が、非常に栄えると思っております。

そういうことでございますので、議員一同また役所の皆様も一生懸命頑張って、あのぼた山に何とか、何というか、何年たっても進まないぼた山を、してあげたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、通告文に従いまして、質問させていただきます。

中嶋町長は、平成 14 年 5 月に就任され、あと半年ほどで 3 期 12 年の任期を終えようとしています。町長は就任以来、本町議会との信頼関係も厚く、何よりその温厚な人柄で住民の皆様から信頼され、親しみやすい町長として、他町にはないすばらしい関係であると思っております。

現在、職員時代の経験並びに町長としての実績から、専門分野である福岡県公民館連合会会長として、さらに本年度は九州地区会長として全国理事の要職を務め、活躍されております。また、福岡県治山林道協会の会長であり、全国林道協会理事として、教育のみならず事業部門においても活躍され、まさに須恵町だけではなく、福岡県においてなくてはならない存在となりました。

町長の就任以降の実績をたどってみますと、まずは町内の行財政改革です。

平成17年には180人を数えた町職員の数は、平成24年4月現在、142人と削減され、役場内の課の設置数は17課から11課と行政組織の効率化を図られました。

また、町の借金である起債残高は、就任当時82億4,000万円あったものが、ことしの4月現在60億1,000万円と、約22億3,000万円の削減を果たされております。

特に、当時の須恵町は、全国の市町村が直面していたことと同様、町税等の自主財源の減少により、不安定な財政運営で、行政活動の充実性と安定性を判断する財政の指数は、悪化の一途をたどっていました。今後10年以内には、町の貯金である基金も残高が底をつき、自治体運営も危機的状態を迎えることが予想されておりました。

この状況に対して、中嶋町長は財政再建に取り組み、平成25年4月現在、財政調整基金24億3,000万円、減債基金2億8,000万円と着実に貯金残高が増えてきました。これは、町長並びに執行部の熱意と努力のたまものであり、我々議会も町の意志決定機関としてその一助になったことを誇らしく思うところであります。

また、事業関係におきましては、スマートインターチェンジの恒久化及び県道志免・須恵線の連結、道路建設、公共下水道の普及率の向上、平成14年4月現在12.9%あったのが、ことし4月には66.9%の成果を上げております。

また、町長の安心・安全を守るための都市整備関連の改良工事も着々と進捗している状況であります。

教育、福祉関係におきましては、就学前保育教育の支援策であります、認定こども園、先日完成しました幼稚園・保育所一体型のれいんぼー幼児園建設の運営、配食サービス、緊急通報システム等に代表されます高齢化福祉対策、わくわくデイサービス、ミニディサービス等の介護予防対策等の数々のサービス事業を実施し、他市町村にはない独特の取り組みが行われています。

これは、町長が常々申されている「安心して住める町づくり」、「住んで良かったと思える町づくり」、「子育てするなら須恵町で、高齢者が心豊かに過ごせる町づくり」が着実に実現しつつあるあかしだと思えます。

そして、中嶋町政の特徴的な政策の柱に、小学校校区を拠点とした町づくり、校区コミュニティーがあります。

当初の10年間は、教育部局を中心に人づくりに力を注がれました。また、現在は校区の課題解決のため、そして新しい公共と言われる部分の担い手の一つとして、自治コミュニティーへの転換へと邁進されています。本年度からは事務局長を設置し、事務局の人員体制も強化されました。また、行政側のバックアップ体制も整いつつあると聞いております。

防災、防犯、子育て支援、高齢者支援、環境問題、インフラ整備等々の住民の先見性を重視し

た、住民自治の視点、町長の目指すコミュニティーへ確実に前進しつつあります。

今申し上げた成果として、全国的には横ばいもしくは下り坂傾向な人口は、須恵町では予想を超え、まだ伸びつつある伸び率は県下でも上位にあります。また、先日の新聞報道では、全国の市町村で女性の長寿率は第9位という結果が報告されました。まさに、町長が目指す住みよい町を実証する結果だと思います。

この12年間の中嶋町長のリーダーシップのもと、町民、議会、行政が良好な関係を保ち、緩やかではありますが、町民の納得する町づくりへ邁進されてこられたことは、皆が認めるところではないかと思います。

しかしながら、私が危惧するところは、これで中嶋町長が目指された町づくりが完成したのだろうかということです。

下水道事業は大きく進捗しましたが、まさに66.9%と道半ばであります。就学前保育教育においては、九州第1号の公立認定こども園、アザレア幼稚園、本年度完成した幼稚園・保育園一体型施設、れいんぼー幼稚園の運営を始めて間もないこと、本年度に入り、文部科学省が就学前教育の無償化を打ち出していることなど、子ども園制度の今後の動向を考えますと、まだまだ中嶋町長の政治手腕は必要でないかと思います。

そして、私が一番危惧するのは、町長が創設当時から関わられた、校区コミュニティーの今後です。今、校区コミュニティーは大きな転換期に来ています。今後の町づくりにはなくてはならない担い手と期待されています。想像するに、町長はその未来予想図を誰よりも御存じで実行できる唯一の人だと思っています。

そこで、町長に対する質問ですが、25年度も上半期は終了し、下半期へと入っていくわけですが、下半期を通した本年度以降どのような町政運営を考えておられるのでしょうか。

特に、今後の就学前保育教育への取り組み、経済化活性対策として企業の誘致、そして、町長が描く校区コミュニティー政策の将来像とは何でしょうか。

よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 松山議員の御質問に対して、お答えをしたいと思います。まずは12年この職にあって、初めてお褒めの言葉というか、もうなんか尻がかゆいというか、座っておられんような歯が浮くようなお褒めの言葉をいただきまして、本当に恐縮しておりますが、これは一人の力ではないということは、議員も仰せのとおりでございます。やはり、議会の皆さん方の御指導、それから町民の方々の信頼とそれから職員の働きにあるわけでございます。まあ、先日のオリンピックじゃありませんけれど、オールジャパンじゃなくて、オール須恵という形で、この難時と申しますか、この苦しい時代を耐えて忍んで今があるというふうに思っております。

余り褒められましたので、答えがスムーズにいくかなというふうに思っているところですが、上半期、下半期という話でございます。上半期は御存じのように非常に須恵町にとっては厳しいときでありました。還暦を迎えるといいますが、60周年がことし節目の年を須恵町は迎えておるわけでございますけれども、その前半は非常につらい、本当に暗い町であったような記憶をいたしております。

御存じのように、新聞、報道。あるいは警察との問題とか、いろんなことで町民の方々も本当に心配をしていただいたというふうに思っておりますが、それが全ていい方向に転んだということでございます、これからは、本当に先ほど言われましたように、全国1,730何ぼですか、市町村がある中で9位という女性の長寿率でございますし、また先日、全国中学校剣道大会で準優勝、相手は国土館でございます、いわゆる武道学校でございますが、公立の中学校としては最高位の準優勝という、それも惜しいところでやられたわけでございますけれども、そういった成果を見て、これから下半期、非常にこう明るい兆しが須恵町に見えてきたなというふうなことで、各界、各層の方の御努力に応えていかなければならないという気を、また新たにしておるところでございます。

御質問でございますが、まずコミュニティーに関してでございますが、事務局長をことしから皆さんたちの御同意を得て、置くようにしました。これは、行政から住民に対してトップダウンをするということではありません。いわゆる町づくりというのは、自助、共助、扶助、まあ公助と申しますか、そういった関係があるわけでございますが、自助は、皆さんたちやはりそれぞれ自助努力はしてあります。共助の精神が、いわゆるコミュニティーの部分が非常に今薄らいできておるという部分でございます、すぐ自助から自助でだめな場合は扶助、公助をしというようなことでございます。

扶助、公助となりますと、こういった財政が厳しい中で町財政もなおさらきつくなってくるわけございまして、できるだけみんなで助け合いをして、そして汗を流して喜びを分かち合おうという、この共助の精神、コミュニティーが育っていかなければならないというのは私の理念でございます、それを動かすためには、そこにやっぱりキャップが必要であると、いわゆる行政と住民の橋渡しをする立場であったり、あるいは住民の方たちの指導的立場であったり、そういう役目をする、いわゆる事務局長というのが必要ではないかということから、今回事務局長を置かさせていただきました。

それから、学校の余裕教室を利用したコミュニティーの事務局も設置しておりますが、先ほど言われましたように、人口がふえてきておりまして、生徒数もふえてきておる状況で、第二小学校はことし4教室を増築するということでいっておりますが、そういったこともできませんので、しかしながら、いわゆるコミュニティー、ちょうど須恵町は3小学校が配置よくつくられており

ますので、そこにコミュニティーの事務局を置くということで、敷地内に新しくコミュニティーの事務局をつくらうという考えで、第一小学校のすこやかコミュニティーに、その施設をこれから建設していくということでございます。

先ほどから言いましたように、共助の精神をしっかりと持っていただくということが大切ではなかろうか、そして自助、自分で努力するということからすぐ、公助に、公助でいくと相当のお金もかかってきます、共助の精神でやっていただくと、最終的にはそこに共助で行うための予算をのせるということで、そうしますと、町がやるような、いわゆる時間がかかる、お金が高いということから、コミュニティーの事務局のほうで緊急を要するものをしていっていただく、そういった予算をそこに持たせるということで、スピーディーな、またより住民の声に近い形での行政が行われていくのではなかろうかということから、コミュニティーを進めておるわけでございます。

次に、2つ目でございますが、就学前教育の今後のあり方ということでございますが、いわゆる文部科学省は幼稚園の義務教育化を進めようということだと思えます、無償化ということになりますと。

しかしながら、この就学前教育が難しいのは、保育所と幼稚園とあるということでございまして、じゃあ保育所の授業料をどうするかという問題、そういった問題も何も審議されなくて、ただ幼稚園だけをにとって無償化をしていこうという文部科学省の考えでございますので、確かに縦割り、文部科学省と厚生労働省が保育業務であって、そして縦割りの争いがあるわけでございます。そこに、いわゆるその幼保一元化施設をつくらうということで、総務省の中にまた一つ、だから2つの壁が3つの壁になっただけであって、縦割りは決して直っているわけじゃないわけでございます。場当たりの考え方があるようでございます。だから、幼保一元化施設のいわゆる幼稚園構想についても、何らその後期待できるような方向性は向いていないという状況であります。

だから、こども園についても、やはり須恵町独自の考え方のもとに、須恵町の子供は、幼稚園の子であろうと、保育所の子であろうと、同じ須恵町の子供であるという考え方からやっていかなければならないというふうに思っておりますし、また子供というものは発達をしていくわけでございますが、「子育て四訓」という、子育ての発達段階による指導という言葉があるわけですが、いわゆる乳児というのはしっかり肌を離さず抱きしめなさいという教えがあり、「三つ子の魂百までも」ということが言われておりますし、いわゆる母親が3歳までは養育するのが一番いいわけですが、しかし現実の問題としてはそうはならないわけでございますので、やはり保育所の保母さんは、母親がわりとなり得るような、温かく抱きしめてやるような教育というのが大事ではなかろうかというふうに思っております。

そしてまた、乳児から幼児になります。幼児は肌を離せ、手を離すなということでございます。しっかりと手は握っておきなさいと、肌身は離しなさいということでございますし、少年はその手を離しなさいと、そして目を離すなということでございます。そして、青年になっていくとその目を離せと、いわゆるいろんな危険なこともしようと思うけども、それを目をつぶってやれと、そして心は離すなと、そういった子供たちの発達の段階で育てていく基本があるわけで、その基本を間違ってしまうとおかしな、子供たちは自立をできない、自主性を持たない子供たちになっていたり、親離れ、子離れができない子供になっていくというような状況でございます。

だから、保母さんが母親がわりになれるのかなと思いますが、なれるように努力するような須恵町の保育所でありたいというふうに思っております。

それから、3番目の経済活性化に対して、いわゆる企業誘致をしたらという話でございますが、ソフトバンクのファームの本拠地、町有地といいますか、三町の共有地でございますので、誘致に努力するというのは行政あげてできますが、その他の土地については私有地でございますが、行政がそこに何を誘致しようとかというような越権的なことはなかなか難しいわけでございますが、先ほど言われますようにあの赤坂地区においてはですね、いまドラッグストアのモリがきております、それからその前にサニクリーンが今来ます。それからもう一つ、スマートインター側にまたドラッグストアが来ます。それからその後、広大なそこに何ていうんですか、ホームセンター的なものができていくということで、非常にこう明るい要素が生まれておるわけです。

そういったものに対して、いわゆる農振地区であったり、そういった網かけはあるわけでございますので、そういった面からの行政支援というのをやって、極力そういった優良企業が来るようなことについては、行政としては後押しをしていきたいというふうに思っているところでございます。

そういったことによって、やはり就業者と申しますか、そういう雇用の創出が生まれてくるという状況でございます。

今、乙植木側のほうでも、吉田海運という優良企業が来ておりますが、そこでも雇用が発生しておりますし、また、その前の土地にも、いろんな企業が今、進出してこようとしております。行政もそれには全面的もろ手を挙げて、賛成の方向で支援をしていっているという状況でございます。

また、粕屋町、志免町は土地計画区域が指定されておるわけでございますが、本町においては無指定でございますので、そういった開発業者からすると本当に役に立つというか、非常に須恵町には進出がしやすいという好条件がありますので、ただ我々としてやらなければならないのは、農振地域の虫食いとか、農業を農業としてこれからやっていけないような環境だけはいけいけないということで、これは農業委員会のほうがしっかりしていただいておりますので、十分そ

れは保たれておるわけですが、そういったことを考えておるところでございます。

私どもの希望としては、こういった水事情がこういう状況になりましたので、極力、水を多く使っていただくような企業が進出してこられればいいなあというふうに思っておるところでございますが、3期12年を終わろうとしておって、次はどうかというような内容の質問ではなかったかなあと思っておるところでございますが、まだ、私としては後援会にも4期目について打診をしたことはありませんし、確たる答弁はここではできないわけでございますけれども、先日、後援会長さんが、めったに来られる方じゃないんですが、来られて、「おまえもうそろそろ次やないことや、どうするとや」と言われましたので、いろいろと話をさせていただいたわけですが、私がこの立場に立とうということで立候補したときに、悩みに悩んでこういうことになったわけですが、私の前のいわゆる吉松町長が私に言われたのをつくづくと今痛感しておるんですが、「町長とかなろうと思えば、なることは意外とできる、やめるほうが難しいぞ」と、「なるときにやめる時期を考えておけ」ということを言われたのをつくづくと考えておるわけですが、私になった時点は合併の問題が非常にすごい動きがありまして、私が須恵町の最後の町長になるんだなという気持ちで合併に取り組みました。

しかしながら、3町合併あるいは2期目に入って、6町合併というのができなかったというふうなことで、そうなれば私は「守破離」という言葉がありますが、芸能だとかスポーツだとか「守破離」とか「序破急」という3段階の考え方があるわけですが、守破の「しゅ」とは守るということございまして、これはその流派のそのことをきちんと学んで、指導者の教えのとおりに行っていくんだと、「は」というのは破るということございまして、それをアレンジしながら徐々に自分のものにつくり変えていくというのが、守破の「は」で、「り」というのは離れるということでございます。そして、3段階として自分流のいわゆる形といいますか、そういうものをつくっていくという守破離という考え方があるわけですが、私もそのときは守破離を考えました。

1期、2期、3期という守破離で私は終わりたいという気持ちでおりましたが、3期目になりまして、一番最初に老人大学でいつも5月に講演を頼まれるわけで、自分の考え方を、そのときにも守破離という言葉を使わせていただきました。しかし、その守破離というのは、教えを守り、自分のものにし、最終的に自己流をつくるということでございますが、そういった段階で今まではなかった、合併だとか財政が非常に厳しいというふうな状況で、いわゆる追い込まれたような形の中でやらざるを得なかった。

3期目になって私は皆さんたちにお約束したのは、積極的な行財政の運営でいくんだという話をいたしました。それが考えてみると、序破の「じょ」ではないかなというふうにも考えられますし、ただ私の頭の中ではそれなりのけじめというのは、いわゆる終えんといいますが、それは

考えてはおるんですけれども、会長からも行けと、それから多くの町民の方からも、「お前、このままじゃあれぞ」と、「もう1期頑張れ」というようなお話も聞きますし、最大は議員各位からも、「もう1期出るっちゃろ」というような檄を飛ばされるというか、励ましを受けておるといふことで、私の当初考えておった考え方が若干揺れてきたと。

だから、なるときにやめることを考えれば、前吉松町長が言われたその言葉が今非常に胸にささっておるといふか、そういう状況でございまして、いずれ後援会のほうも開催して、後援会の方々からのお考えを拝聴して、今のところ辞めれという声は私は聞かないわけで、頑張らなよ、頑張らなよという、まだ頑張っても70歳までならんめえがというようなお話でございまして、この緊張感を切らさずに、いわゆる残された半年、これについても精いっぱい全力疾走していきたいと。そのことが、また皆さんたちからのお応えになるのではなからうかというふうにご考えておりますし、今のところ松山議員に対して、明確に出馬しますとか、出馬しませんとかいふことが言えない無念さでございすけれども、御期待には沿いたいというふうな気持ちでいっぱいでございます。

以上です。

議長（三角 良人） 松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 的確なそして明快な御答弁ありがとうございました。

町長の話聞いておると、難しい言葉がいっぱい出てきて、私たちにはまだまだ、あと3期もしないとこいう言葉が出ないのかなと思うところもありましたけれども、コミュニティーの件でございます。

私も、町長、当初からこのコミュニティーに関わってまいりました。今、事務局を置いたという事で、また地域も考えが変わるし、また行政の考え方も変わってくるんじゃないかなと思っております。

町長がいつも申されております、補助金等をもっと地域で活性化したら金をおろしていいよと前々から言っておられました。しかし、この事務局を置いたことによって、それが一歩前進かなと思っております。

そして、私もこの十何年間このコミュニティーを見てまいりましたが、分館長会等で区長さんたち会うことでございすけれども、やっぱり7区の地域が、何というか一つにまとまるという事で、何でも話が進んでいくということの一つのあらわれが、祭りもありますけれども、第三小校区の夏まつりが、その成果だと思っております。また、ボランティア派遣事業にも一般の方がだんだん使うようになりまして、利用されているということで、それもコミュニティー等の成果ではないかと思っております。

コミュニティーにつきましては、もっともっと須恵町の行政がすることじゃなくて、今以上に

自助、共助、公助、そこら辺をその一つでもコミュニティー側に荷ってもらったらいいと思っております。今後とも御支援よろしくお願ひするところでございます。

それと、就学前教育のことですけれども、これも須恵町は国より先に、手をかけたということは、それも町長の手腕の一つではないかと私は思っております。

これも差別することなく、今、話を聞きましたけれども、幼稚園だけじゃなく、保育所、保育園また乳児から、この辺も財政等も気にはなりますけれども、私たちも一生懸命その件につきましては、努力していきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それと、先ほど私、企業誘致のことですけれども、お尋ねしましたが、私は議員になる前には企業誘致は要らないと思ひたのです。須恵町は福岡市のベッドタウンであり、住めればいいと、緑も多いと、そういうことで、インターも近いし、空港も近いし、交通の便が非常によかったから、もう発展しなくてその人間性だけを、何といひますか、居住するには隣近所のつき合い、そういうのを目指した地域がいいなと思ひておりましたけれども、私も議員になる前にちょっとだけ勉強しまして、須恵、糟屋地区等の決算状況調査結果表とかそこらを見ますと、須恵町は法人税の収入が非常に少ないと。そこら辺を考えますと、財政等が、この財政指数が、この4年間で少しだけ下がると、そこら辺を考えますと、どうしても住民の個人の税金等と考えますと、どうしても法人のほうが利益というか、収入が多いんじゃないかと思うことから、私も今以上にこの県道から上の佐谷地区、上須恵地区等は農業には立派な水もありますし、ふさわしいかなと思ひますが、西のほうになりますと、あれだけ栄えてくると、あすそこら辺も、私も農業委員会をしとるわけですけれども、町長が言うに飛び飛びとなっているところもあります。

今、農業関係も、葉もふれぬ、朝から草も切れないという状況がありますので、そこら辺を考えますと、そのあいているところに、住宅街には住宅を持っていく、また企業間の間には企業を入れるとか、そういうのがいいんじゃないかと思ひて質問をしたわけですけれども、他人の土地にどうのこうのということになりますと、やはりそこら辺も限られているのかと思ひますけれども、それは都市計画課等にいろんな御相談があったら、行政等も支援していただきまして、誘致をお願ひしたいなと思ひておりました。できる限りで結構でございます。よろしくお願ひします。

町長の今後のことです。辞めるときは、なったときに考えるということではございませぬけれども、人から頼まれれば断れない事情もあると思ひますので、そこら辺を少しでも胸の端に置いておいていただきたいと思ひます。

私も議員として、誰もが憧れる理想の町づくりをお手伝いできたらと、強く感じるところであります。

今の町長の答弁をお聞きしまして、さらに思いを強くしたところでありますが、中嶋町政の集大成として、来年度4期目を続投していただくことに、私は3期目の攻めの行政も完成に近づけ、それを町づくりの不易として、時代に即応した柔軟な町づくりが行えるのではないかと思います。

町長報告で申しましたが、ソフトバンクホークスの本拠地の誘致についても、ぼた山開発推進協議会会長である中嶋町長の行動力だと私は判断します。

本件に関する最後の質問です。まだまだ須恵町は中嶋町長を必要としていると確信しております。また、町長は、糟屋郡を引っ張っていかないといけない時期にもう来ていると、私は思っています。

そこで、糟屋7町の首長も同様と考え、私の熱い思いにお応えお願いしたいのですが、来期についても中嶋町長の続投を希望するものですが、もう一度いかがでしょうか。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） まだ半年あると言えば、まだ半年あるわけで、あと半年しかないと言えば半年しかないわけございまして、表明するのには一番の時期ではないかなというふうに思っておりますが、私一存ではなかなか具体的なお答えができにくいわけございまして、先ほど最後に申しましたように、御期待に沿いたいと、また町民の方の総意であれば、身を惜しまないという気持ちはございまして、先ほどからお褒めをいただいているような力も何もありません。本当にオール須恵でやっている、ただそのまとめ、それがうまく生かしていただいたということでの、知力といいますか人力といいますか、そういうものしかないわけございまして、これからはやっぱりオール須恵でいこうとすれば、やっぱりオール須恵の今まで12年オール須恵でやらしていただきましたので、その続きは、出来るんではなからうかと、希望を持っておるところでございます。

以上です。

議長（三角 良人） 松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 大体、私の質問にお答えをいただいたと、私は確信しております。

これで議長、私の質問を終わります。町長よろしくをお願いします。

議長（三角 良人） 1番、田ノ上真議員。

議員（1番 田ノ上 真） おはようございます。議席番号1番、田ノ上です。

大変、場が和んだ後で、質問がしやすい気持ちでございます。私も松山議員同様の挨拶から始めさせていただきたいと思っております。それほど大きな話題があるということでございます。

先日、2020年オリンピックの東京招致が決定し、日本中が大変なお祝いムードに包まれています。ことしは富士山が世界遺産に登録されました。景気回復もこれまでのところ順調でござ

います。

これから、日本が元気を取り戻していくという予感が、実感に変わっていくのではないのでしょうか。しかしながら、我が須恵町にとって、オリンピックの招致以上に重要なのがソフトバンクホークスの誘致の実現でございます。

日本の近代を支えてきた炭鉱の過酷な労働の結果として生まれてきたばた山が、生まれ変わるチャンスが到来したと思えてなりません。

須恵町、志免町、粕屋町、3町で構成されるばた山開発推進協議会の会長である中嶋町長にはよろしくリーダーシップを発揮していただき、3町一丸となって誘致を勝ち取ってまいりたい、そういう思いでいっぱいでございます。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。

中学校の給食導入に関してですが、実施に向けての動きが進んでいるようです。これまで住民の方々からさまざまに、中学校給食の実現に対して相談が寄せられてまいりました。やるのかやらないのか、いつになればやるのか、ほかの事業をする金があるなら給食をやってくれとか、須恵町が給食をやっていないので、子供さんが他町に家を建てたとか、友達が須恵に越してくるのを諦めたとか、要望から苦情までさまざまな声がございませう。

中には、弁当のおかずの格差からいじめに発展するかもしれない、だから給食を、という危惧を抱いている保護者の方までおられました。おかずの内容は、各家庭の個性ではなかろうかと思うのですが、そうは受けとめられない時代になったのかと思うと、何とも深刻であり、この息苦しさを感ずてしまうものでございませう。

平成13年の建議書で言及されている家庭の役割、いわく、弁当をつくり与えることは、親が行動で示すことができる我が子への愛情表現でもあり、親子のきずな、家族愛を強める基本的な親業として欠かすことはできないものであるとの見解に対しては、思いがうまく伝わらないのか、すさまじい反発というか反響がありまして、ネット上に例えるなら、いわゆる炎上するという感がありました。子供に一番必要なのは親子のきずなであり、愛情であるというのは誰しも納得することであり、その理念を掲げることは真っすぐに正しいと思うわけでございます。

ただ、この建議書から12年の歳月が流れ、時代の様相も変わり、このまま受けとめるには、やや牧歌的というか、理想的に感ずてしまう向きもあり、伝わりにくくなっているように感ずまう。

長期にわたる不況で収入が減じている家庭も多くなっております。共働きも常態化しております。時間に追われ支払いに悩まされる、頼る親も近くにいない、やるべきことがたくさんあり疲れが蓄積される。毎日の生活がまさに闘争となり、厳しさが迫ってくる。でも、子供に不自由はさせたくないし、持たせる弁当にも手抜きはできない、したくない、限界を感ずています、とい

う声をいただきました。これほどの心労を尽くされていると聞けば、弁当をつくる、つくらないという以前に、その親御さんの生きざまに愛情が凝縮されているのは、明らかだと感じてなりません。

このような家庭がどの程度の比率でおられるかはわかりません。が、しかし、確実に存在しております。そして、そのような家庭の親御さんにとって、給食が始まるとの知らせは、どれほど喜んでいただけるのでしょうか。給食は親が楽をしたいだけなのでは、という話も聞かれるのですが、確かに楽をしたいのです。それが切実な方とそれほどでもない方がおられる、ということだと思っております。

逆に言うと、手抜きができる人は余り悩まなくて済む、まじめな人ほど辛さがのしかかってくるように思います。もちろん、一概に手抜きが悪いという意味で申しているわけではありません。

それは、ある意味で賢明かつ合理的な判断をしているとも言えるからです。

ここまで、主に親の保護者の視点からの話になりましたが、子供をめぐる現実については、文部科学省や内閣府においても調査がなされております。平成18年の食育白書には、食に対する危機感がデータとともに記されています。これは、大変に多岐にわたっていますし、執行部においても承知の資料だと思っておりますので、ざっくりとした話とさせていただきますが、その主要な論点は、今や社会的に周知のこととなっているのではないのでしょうか。

世代を問わず、問われているのが、いわく栄養のバランスの問題、安全面の問題、大量の食べ残し、マナーの問題、肥満の問題、生活習慣病などがございます。特に子供においては、栄養の偏りや朝食抜きによる学力の低下や発育の不良、孤独な食事による蓄積される情緒面の問題等があります。

この危機感を背景として、平成17年に食育基本法が制定されました。翌年の平成18年3月には、同法に基づく食育推進基本計画が策定され、現在はその2期目に当たっております。平成20年には、学校給食法が改正、翌年施行され、食育の推進等食に関する指導が盛り込まれております。

私が注目しましたのは、国の食育への施策が須恵町における中学校給食導入の議論とほぼ平行した時期に打ち出されていることでございます。その食育基本法には、前文がございます。大変長い文なので恐縮でございますが、一部分読ませていただきます。

21世紀における我が国の発展のためには、子供たちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かってはばたくことができるようにするとともに、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要である。今、改めて食育を、生きる上での基本であって知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるこ

とともに。

中略いたします。

子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものである。というものでございます。ここまでで約3分の1の分量です。

印象として、とにかく熱いものがあります。法律は、とにかく無味乾燥な条文が多いものですが、子供の未来のために、いわゆるご飯を食べる、食べさせるということで、ここまで熱く語りかける力の入れようでございます。

我が須恵町も食育に関しては、須恵町教育振興基本計画において、我が国の伝統文化に目を向け、知育、徳育、体育、食育の推進を図らなければならないとうたっております。ここにも熱い思いを感じるものでございます。

やはり、子供たちのことになると、人は熱くなるものなのでございましょう。

須恵町には、須恵中学校493名、須恵東中学校284名、計777名の生徒がおります。給食の導入は一大事業となり、御苦労も多いと思いますが、熱い思いを持って取り組んでいただきたいと願います。

現在、全国の中学校における給食の実施率は、文科省の調査によると、平成22年度において、85.4%です。

既に、時は来ていると言えます。

これまでに、平成13年と18年に2回の建議書が出されております。平成13年の建議書においては、当分の間見合わせるとの見解でしたが、平成18年の建議書では、昼食を選べる弁当給食が当町中学校には最適との報告がなされております。しかしながら、現実の施策となると、結論としては導入だが、その時期については確定できないまま今に至っております。

当時は、種々検討の上、見送らざるを得ない状況だったと聞いております。今、この時期に当たり、諸条件が整いつつあるようで、実現に向かい大いに期待を抱かせるものでございます。

時期を見合わせ、時間がとれた分、研究が進んでいる状況もあるかと思えます。

そこで伺います。中学校給食に係わる具体的な内容とその導入に至る経過次第、これは実施可能と判断した背景についてもお聞かせ願えればと思います。合わせまして、平成18年の建議書の内容に沿うものであるかどうか、伺いたいと思います。

そして、給食実施の時期、方式について、また、家庭において予定される負担の割合と金額についても、そして、懸念される事項等ございましたら、その対策もあわせて伺いたいと思います。

よろしく御答弁のほどお願いいたします。

議長（三角 良人） 先ほど、一括答弁の取り扱いに決していましたので。

続いて9番、今村桂子議員。

議員（9番 今村 桂子） おはようございます。議席番号9番、今村桂子です。

先日、文教厚生委員会と学校の管理職との意見交換会を行いまして、その席上で本当に学校の先生たちが学力向上、また、知的な道德関係、それから体力の向上にと非常に尽力されていることを感じまして、子供一人一人に焦点を当てていただいておりますことに非常に感謝を申し上げる次第でございます。

また、今年度の須恵町に関しましては、学力が非常に向上しております。本当にありがたいことだと思っております。

それと、今年度は異常気象で、豪雨等が非常に多くなっておりまして、先日災害が起こらなかったのも、本当によかったんですけども、これからも台風の時期になりまして、水害等が予想されます。それで、職員の皆様には日ごろから大変監視等も続けていらっしゃると思いますけれども、これからも注意を怠らないようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、中学校弁当給食の実現はということで、質問をさせていただきたいと思っております。

中学校の給食に関しましては、私が議員になるきっかけになったことでございます。ぜひ、中学校の給食を実現したいという思いで、私は議員にならさせていただきました。議会の中でもこの問題につきましての質問が3回目でございます。きょうは、同僚の田ノ上議員が本当に同じ質問をしていただきまして、うれしい限りでございます。また、先ほど家族の家庭の意見とか、それから必要性等を詳しく述べていただきましたので、その件につきましては、私のほうは省略させていただきまして、ほかの件でちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

須恵町の中学校給食問題検討委員会が、18年の11月1日に提示されました建議書の中では、共働き世帯の急激な増加や教育基本法の改正議論やそれから食育基本法の公布など、大きく教育環境が変化してきており、自家製弁当、弁当給食、パン食の3種類から昼食を選べる弁当給食制の実施が、須恵町の中学校には最適であるというふうに、建議をされております。この建議を受けて平成19年の3月議会で、私も中学校の給食実現に関する一般質問をさせていただきました。

そのときの町長の答弁は、やるのかやらないのかといえ、現時点で、弁当給食をやるということは結論をつけております。けれども、出発時点については合併の状況を見ながら行っていくということでございました。

平成19年の12月議会で、合併の法定協議会設置議案が上程され、6町同時に議決されたわけですが、2町で否決という結果になり、6町の合併は実現できなくなりました。現在、合併もなくなり、中学校の弁当給食開始の声が高まっております。

先日、小学校と中学校5校の役員さんたちが来庁されまして、課長さんとの懇談会が持たれた

と聞いております。その中で中学校給食を、早ければ再来年度実施するという話があったと聞いております。

そこで、まずは給食開始の予定時期はいつであるのか。建議書で、最適であると言われた選択制の弁当給食制で行うのか。建議書では、最適であると言われた弁当給食制ですが、いろんな方式がまだ考えられると思います。その辺の御意見と、それから小学校では、現在ランチルームでの給食形式です。中学校では、教室での食事になるのか、ランチルーム形式で考えられているのか。まあ、弁当給食の場合、弁当の搬入室等が必要になりますが、どの場所に設置をするのか。教室を改築するのか増築するのか。それから弁当の搬入室設置工事実施計画はできているのか。また、個人の弁当の負担の金額等は幾らに設定されるのか。弁当搬入設置工事やワゴン、弁当箱購入などの設備投資や設備等の費用はどうなっているのか。その後のランニングコスト等の概算額はどれくらいになるのか。また、民間業者への委託等されるのか。業者選定はどうなっているのか。食材の買い入れ先。また、栄養士や搬入された弁当の受け渡し役など各教室への分類をする人などが必要になってくると思われます。

これから詰めないといけないことはたくさんあると思いますが、現在の時点で、決定されていることとどの程度まで進んでいるのかを、まずはお尋ねをいたします。

議長（三角 良人） 平松教育長。

教育長（平松 秀一） お二人の議員から同じ質問をいただいて一括答弁という形でお答えしたいと思います。

前段、先ほど田ノ上議員のほうから夢と現実とのギャップということで、夢だけでは現実は乗り切れないと、なかなか議員活動として保護者の方々を抑止できるような状態ではなくなっているということで、非常に心苦しく思っているわけですけれども、教育行政の根幹を考えたとき、何なんだ、私、教育長になったときから5年間悩んでいることなんですけれども、結論として教育委員会というのは、夢あるいは理想を一つでも多くの施策に落としながら、やはり子供たちあるいは社会教育の中で、みんなが望む町づくりをやっていくのが教育行政だろうと思っています。

この給食問題は確かに、実務的にいうと先ほどから両議員がおっしゃったとおりの流れで、注文制の弁当給食でやったらどうかということで、もう先ほど申されたように町長のそのときの18年の11月1日に建議がなされて、翌年の一般質問あるいは町長報告の中で、建議書は真摯に受けとめる、ただ、合併問題その他の財政事情があってということなんですけれども、そのことを真剣に考えたときに、じゃあ教育委員会として、教育長として、簡単にこの弁当問題をそのまますりやっついていいのか、という迷いが私にあります。

なぜかという、後ほど町長のほうにもお渡ししている、皆さんにもお渡ししていますけれども、アンケートの中に、半分近い児童、生徒が、お母さんの弁当を食べたいと言っているお子さんが

現実にいるということです。だからやらないというわけではないんですよ。で、非常に教育行政を担当している私としては、悩みに悩んでいるということです。だから、やらないということではありません。でそれも含めて、やはり教育委員会というのは、全ての方々が満足できるような町づくりの一助を担っている、そのことを考えたときに、やはり現実問題だけではなくて、今後10年20年、この町のあり方を考えたときに、この町がどうあるべきだということを町長が判断なさっている、その一助を担うのが教育委員会だと思っておりますので、その点もやはりこの給食問題というのは、そういった大きな意味も捉えているということで、恐らく議員各位あるいは町民の方々は、何やっているんだ、と思われたかもしれませんが、我々教育委員会部局としては、いまだに悩みに悩んでいるということです。

確かに大人にとって、あるいは保護者にとっては便利であるかもしれませんが。で、栄養とかそういうものから考えると、私は自信を持って言えます。我々がつくったほうがいい。でも子供たちが望む、お母さんが背中を見せてつくった弁当を持っていける喜びを剥奪していいのかと、これを考えたらなかなか踏み切れない、という現状があるということをおわかりいただきたいなと思っております。

で、通告内容に従いまして御説明申し上げますけども、いずれの流れとしては、今両議員のほうで申されたとおりですけども、平成12年に第1次の中学校給食問題調査検討委員会が発足しました。で、学校給食は当分の間、実施しないということが建議されております。で、その後平成16年10月に第2次中学校給食問題検討委員会が発足しまして、平成18年11月1日、先ほど申しましたように建議書の中で、自家製弁当、弁当給食、パン給食の3種類から昼食を選べる弁当給食の実施が当町中学校においては最適であると判断されております。

その弁当給食の優位性についてでございますけども、全部で6項目挙げられておりますが、重立った4点につきましては、自家製弁当を給食の中心、基本に据える事ができる。この方式がですね。

2番目に、家庭の事情に合わせて自家製弁当、弁当給食、パン給食から昼食を選択できる。これは、部活動関係を踏まえた中で、恐らくこれは、注文制の弁当給食だけでは、カロリーがどうのこうのではなくて恐らくおなかがすくと。そういった中で注文制弁当とパン給食、ほかの他市町を確認しますと、双方を併用して食べているお子さんもいらっしゃる、というようなことも、調査の中で出てきたことだろうと思います。

3点目としまして、自校方式、センター方式と比べると設備費が軽減されると。

4点目として、学校カリキュラム。中学校は非常に今現在、学習指導要領が改正されて、夏休みを短縮してやっております、もしこれをやらないとすれば毎日7時間授業です。その中で給食を要するに、弁当じゃあなくてほかの給食をとるとしたら、非常に学校のカリキュラムに影響が

出ると。そういったことを考えると当時出された、平成18年11月に出された建議書の4番目の学校カリキュラムに影響を与えない、これ非常に先見性のある建議であるなどと思っております。この第2次建議書を真摯に受けとめ、平成18年12月議会の町長報告において、先ほど申しましたように町長が御答弁なさっております。

ただしここ数年は、給食問題にのみ突出することなく慎重に対処しなければならないんだ、ということも申し添えられておりました。

その後、当教育委員会としましては、この中学校給食への取り組みを断念したわけではありません。先ほど言ったような理由で、やろうかやるまいかほんとに悩みに悩む中で平成23年に、第二小学校6年生が東中学校に1週間まるごと留学、今でもやっておりますけども実施した際に、宇美町が実施しております弁当給食業者に委託して、試験的に弁当給食が須恵町に合うのか合わないのか、弁当給食を実施するデータの収集を行いました。このときに流れとすればできないことはない。ということでした。

学校のほうでアンケートをとらしたんですけども、そのときの9割以上のお子さん方が、小学校の間は給食食べて、何で中学校でまた給食なんだ、特にこんな弁当なんかと、嫌だと、そういう9割以上。ただそれは一つの判断材料で、我々とすれば、実施する方法としてのデータ取りをやったということで、今のは参考意見ということですね。

先日先ほど委員長が申されましたとおり、子ども教育課長と町内PTA役員会との懇談会を開催して、来年度から弁当給食のシステムの実施計画を行って、これは最終的に執行部協議を行い財政協議を行って、最終判断は町長がなさることですけども、やる方向でできる準備はやっているということです。

今申しましたように平成27年度から、自家製弁当、弁当給食、パン給食の3種類から昼食を選べる弁当給食の実施が可能になるように、今現在、もう準備に入っております。実質的に今回9月議会が終了後執行部協議を行い、財政協議を行った上で、26年度に入ってその実務的な内容に入るのか入らないのか、を最終判断したいと思っていますけども、やる方向での準備は終わっているということです。

ただ申しましたように、懸念は、小・中学生にアンケートをとると、強固にやっぱり3割程度は絶対嫌だと、残りはどっちでもいいと。どっちでもいいということは、要するに、恐らく心の中ではお母さんお父さんに遠慮もあるんだろうと思いますけど、やっぱり弁当がいいのかな。だから、2分の1のお子さん方は、やっぱり、大変でしょうけども自家製の弁当を望んでいるという姿が見えてきているということです。

委員長のほうから、実質的な数字関係についてどうかということなんですけども、来年度から実施可能かどうかも含めて準備に入ることですから、今から申し上げる数字はあくまでも

参考にすぎません。

春日市そして宇美町がこの注文制の弁当給食を実施いたしております。その数字から当町に当てはめるときに、この程度だろうなということを私が試算しました。その結果弁当搬入室がそれぞれの学校に1カ所ずつ要ります、安く見積もってこの2カ所分で5,000万円かかります。なぜかというによく生徒が減っているから余裕教室はあるだろう、ということで皆さんよく勘違いなさるんですけども、決して今は小学校、中学校、余裕教室はありません。なぜかという、特別支援あるいは通級教室、いろんな形で教室の利用度は高まっております、利用できる教室はないということです。それでもやはり、今現在のランニングコスト、いろんなことを考えると、いろんなところを扱い回って、一番車寄せがしやすい部屋を改造してですね、衛生面もやっぴかんといかんと、安く見積もってその改造費というのはやはり2,500万円程度1カ所はかかるのではないかと。特に須恵中学校の場合は、皆さん地形的にも御存じかと思えますけども、給食配膳室をつくれるレイアウトがないんです。そうやるとこの5,000万円で終わるのかというのもなかなかちょっと難しいのかなと。ただ、今のところスムーズにいけば大体1カ所2,500万円で終わるんじゃないかなと思っています。

宇美町では改修工事において、2校で2,200万円程度。これは、教室を改造できたということです。簡単に車寄せもできたし、要するに下屋もあってそういった改修費が要らなかったということです、雨にもぬれない。そういったことを考えると宇美町のは安くあがっている。

2番目に、食器、弁当箱、ラック、おかわりジャーなど、これはですね先ほど777名、大体約半数強が利用されるとして、500セットで想定しております。弁当箱については125万円。汁物のマグカップが85万円。受け皿が175万円。それぞれを入れるラックが340万円。おかわりジャー、これがですね先ほど言ったように部活等のお子さんとか、非常にこうカロリー計算した量では、米飯給食のほうは足りません。食べたい人のためにジャーを各部屋に置いておかわりの御飯を置いとくと。そのジャーの代金が60万円程度。弁当の配膳台関係が約200万円。その他の備品等として、各学校の事務用品、パソコン、電話、机、あくまでも給食ですから保存用の冷凍庫が要ります。それを合わせると約200万円程度。これらを合計しますとですね、当初に見込まれる財源としては、町の単独事業費として6,000万円から7,000万円の間で推移するんじゃないかと思っております。

先ほどその他ランニングコストについてどうか、ということですけども、結論から申しますと年間2校で1,000万円程度は確実にかかる。

その内訳はですね、弁当給食の献立作成の栄養士、これは必ず学校給食になりますから置かなければなりません。県のほうにこれ要求しても恐らく来ませんので、町の単独で雇った場合、まあ臨時雇用という形でですね、まあ約200日程度ですから、常勤でお雇いするというよりも臨

時職員のほうがいいのかと思って、おいでいただける、おいでいただけないはまた別として、一番安い方法で約140万円。

給食管理員として2名、これはですね実務が伴います。要は後ほど若干触れますけども、注文があったものを全部それぞれ各学校で各教室の分を振り分けると。その徴収を前もって行う。お金をですね。入ってないところについてはその家庭に対して、注文書出てるけどもお金が入ってないから食べられませんよと、というような事務手続ですね、それと弁当の配膳するチェック。そして、先ほど言いましたように何かあった時用の保存食の管理。異物混入とかそういったもの。あるいはですね、不審者が入らないような部屋の管理を考えると常に1名ずつは、その部屋から動かずに、弁当給食が終わるまでは危険が伴いますから配置しなければなりません。それが大体年間で232万円ですね。

それと、これ弁当給食やった場合については、今500名程度と言いましたけども、業者と委託契約結んだ場合、向こうもある程度営利事業ですから、ある程度の収益ラインでラインを引き、我が教育委員会と交渉をやります。それが400食なのか500食なのかわかりません。ただ、平均して、向こうは高いほうで交渉してくるでしょうから、まあ、宇美町さんも春日市さんもそうですけども、1日大体80食程度の補償費。あるかないかわからないんですよ、これ。あった場合については、その程度は予算組んどかないかと。それが大体480万円程度はかかるんじゃないかということです。まあこれは、それが私は400食で、セットは500食でしてますけども、この算定は400食をします。生徒数の約50%が400食ですね。それだけの注文があった場合、それだけにつくらんと、要するに企業として成り立たないからそれをこっちが補償するということですね。それに満たなかった場合の最高マックス80食分は補償しなければならないだろうということでございます。

保護者負担については、他市町もそうですけども、保護者負担金を250円を想定されます。これは、学校給食法で決まってる材料費が大体270円ぐらいで推移しております。それから判断しますと、春日市さんあるいは宇美町さんのこの250円というのは妥当な数字なのかなという気がしています。

民間委託の方法、契約の方法ですけども、今現在信頼が置ける業者さん、福岡県、この福岡教育事務所管内では、日米クック、それと中村学園、この2業者が信頼置けるこの弁当給食の業者であります。

須恵町の、これを実務で捉えていった場合に、担当課長あるいは担当者と協議をやってプロポーザルで、この2業者と要するに通常のプロポーザルではなくて、須恵町がやりたいことを言って相手に納得してもらって、じゃあどうだ、その中で安いほうということです。

先ほどランチルームのことをおっしゃいましたけども、小学校ではランチルームありますけど

も、通常は各教室で喫食しておりまして、イベントあるいは交流会のときしかランチルーム使っておりません。他市町においてもランチルームは使用してないということでございます。また、運営方法については2カ月前に申し込んで、1カ月前に注文をとるということでございます。

ちょっと、済いません、長くなりました。

以上です。

議長（三角 良人） 続いて、中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 教育長が詳しく、詳し過ぎるぐらいの説明をしましたが、ということはですね、そこまで教育委員会内部で審議してるということでございます。

結論から申しますと、27年度実施に向けて今動いているという状況でございます。しかしながら、その子供たちのデータとかいろいろとると、実施に若干難しいところがあるかなと。先ほど言いました400食の、いわゆる、何と申しますか、補償するという。久山町と須恵町が中学校の給食やってないんですけど、久山町がそれが非常にネックになってですね、要するに生徒数が少ないから、業者として請け負いにくいと。そして選択制ですから、全員弁当にするというなら、それは受けるという業者も出てくると思いますが、その中で、きょうはお母さんの弁当、あしたは注文しとこうというようなことでいくとですね、非常に厳しい。という部分で、私どものほうも生徒数はさほど多くありませんので、やるならば、いわゆる全員、何曜日と何曜日と何曜日ぐらいは全員が給食とかいうようなことも考慮しながらやっていかないと、食べない弁当の補償費というものも非常に多くなってくる。

それから、初期投資で5,000万円ですね。ランニングコストで、だから人件費とかそういう補償をいろいろ入れると2,400万円ぐらいかかってくる。だから私は、子ども教育課という名前をつけたのです。よそは子育て支援課という、支援であるわけですが、私は、その支援課というのは、母親あるいは保護者のですね、教育に対する負担軽減につながっていく名称だから、教育はあくまでも両親がきちっとやっていくと、家庭教育においてはですね。だから、子ども教育課だというふうに名称を、あえてつけた記憶もあるわけですけども、まあ、そういった部分ではなかるうかと。

だから、理想的に言いますとですね、やはり、ランチルームの、いわゆるメニュー方式、これが中学校では一番いいのかなと。で、中学校ですと3学年ですから全部ランチルームで食事ができるわけです。小学校は、ランチルームをつくっておりますが、全員入ることはできませんので、イベントとかそういったときしかランチルームは使っていないというのが実情であるわけですが、先ほど申しましたように27年度実施に向けてですね、もろもろの障害を取り除きながら実施の方向に行っているということでございます。

以上です。

議長（三角 良人） 田ノ上議員。

議員（1番 田ノ上 真） 研究も進み、実施のための準備が進んでいるということで、大変心強いものを感じます。このまま無事に平成27年4月には中学校給食が実現できるように、大変な御努力が必要だと思いますが、お願いしたいものでございます。

お母さんの弁当が食べたい、子供の気持ちになるとそういうものもあるかもしれません。教育的見地から、大変こういふこと言うのはなにかと思いますが、大所高所に立って、ある程度、子供が自分の好きなものばかり食べたいという気持ちもちょっと入っているからこそお母さんの弁当という部分も考えるならばですね、まず、いい弁当を用意してそして食べて、まあ、もちょっといただくというのが、これを食べる、という教育のあり方もあるのではなからうかと思えます。

そういう部分、また、さまざまに、思っていた以上にたくさんの回答がございましたので、ほとんど私としては聞き返すことはないのではありますが、若干、私も今回大変勉強することが多くなりまして、食育基本法の中で、食育推進会議。ちょっとお待ちください。政府は食育推進会議を設置して、これが県、市町村にもそれぞれの設置を促しております。御存じのことだと思うんですけど、全都道府県は、あとほぼ全ての政令都市は設置している、そういう状況であります。

福岡県では、また、ことしの6月6日に食育地産地消福岡県民会議の設立総会が開催された。会長として、先ほど教育長が言われました中村学園大学学長がついているということでありますが、関係団体、行政等39団体で構成されているということで、そして、食育推進会議というのは、食育推進計画とセットに、どうもなっているようです。平成18年に食育推進基本計画という形で、政府が打ち出したものが、今第2次ということでございまして、この中で、地方公共団体による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進ということで、条文にございます、都道府県及び市町村に対し、本計画を基本として都道府県及び市町村の区域内における推進計画を作成するよう努める、ということ求めている。そして、もうこの計画を全都道府県が作成しておりまして、また全国各地で地域に密着した食育に関する活動が推進されるために、市町村が食育推進計画を可能な限り早期に作成するよう国から積極的に働きかけるとともに、都道府県とともに資料や情報の提供等適切な支援を行う、というものであります。

福岡県は、平成18年に出したものが福岡の食等の推進基本計画というものを策定しておりますが、これが、先ほど言いました設立総会に先立つ本年の3月に、どうやらリニューアルした模様で、福岡県地産地消推進計画県民と育む食と農、というものをつくっております。

これは、さまざまな取り組みに数値目標を与えて、目標年度での達成を目指しているようでございます。この中に食育推進計画もしくは地産地消推進計画を策定している市町村の割合を平成23年度の38%から平成29年度に100%にするという、そういうふうな目標が書かれております。努力規定としておきながら遠からず全自治体が計画を策定するよう迫っているというこ

とで、まあ、どうなのかなという気持ちも多少あるわけですが、今、資料によりますと昨年3月時点で福岡県内で19の自治体が策定しておりまして、そのうち、郡部、町村の自治体としては、筑前町、水巻町、築上町、上毛町、大刀洗町、東峰村というふうに資料として出ております。

須恵町は、教育先進自治体でございまして、食育ということに関しては、もう啓発と取り組みもなされているようございまして、この先進性ゆえに、また中学校給食に今、積極的に取り組むという方向で頂いていると思うのですが、ここでまた、食育推進会議、また推進計画というのを策定してこの中学校給食導入に向けて、別にセットにする必要があると言っているわけではありませんが、選択肢の一つとしていろいろな形で深めていくこともできるかという提案でございます。

いろいろ子供の教育ということで、カリキュラムが大変になるというお話もございまして、まあ、お願いしているような感じで申しわけないという気持ちもあるんですが、やはり、全体的では85%近くの学校が取り組んでいるという実態がございまして、その中でさまざまな努力を模範とするか、学びながら、何とか乗り越えていただきまして、実現に向けて進んでいただきたいという思いでございます。

須恵町ならではの給食を含めた食育のあり方へと発展できる、中学校給食制度ができるように切に願いまして、答弁は結構でございます、私の質問を終わらせてもらいます。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 先ほど詳しく教育長それから町長から答弁をいただきました。今、田ノ上議員が言いました食育基本法のことを詳しく説明していただきましたが、さまざまな経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが求められているのが、この食育の重要性に述べられております。

生徒一人一人の食生活、栄養摂取等について、自己管理ができる資質を育てるのが、学校給食のシステム構築に、現在求められているものでございます。ところが、子供たちを取り巻く環境というのは、ほんとにコンビニエンスストアとかファストフード店が発達し、冷凍食品など、ほんとにいろんな施設、食品等が現在いっぱいあるわけございまして、教育長が言われましたように愛情かけてやるのが一番いいことでありますけれども、現状では本当にそれがなかなかできていない、というのが現状であろうというふうに思っております。

自主的に実践できる資質、能力を育てる学校給食ということでメニューを通していろんな形で食材や調理を通して、自然の恵みや働く人への感謝の心を育てるとか、先ほど教育長のほうで弁当給食の優位性を語るいただきましたように、郷土食や伝統的な行事にちなんだ行事食を取り上げる、また、地域を理解するという効果も出てきますし、現在、国保は成人病とか多くの

病気を抱えて、非常に厳しい財源になっていると思います。そういう中で、こういう子供たちの時代から成人病のこと、食生活のこと、いろんなことを勉強することによって、成人病の予防にもつながってくるということで、ああ、プロポーザルをやるときにですね、そういう内容等に関しましても、るるこちらの御意見等を言っていただきたいなというふうに思っております。

それと、先ほど子供たちのアンケートが出ておまして、小学校ですと給食を食べていて、中学校に入って、もちろん親の弁当を食べたいというのが子供の気持ちであると思います。私も母親でありますので、やはり子供には愛情をかけた弁当をつくってあげたいと思っておりますが、現実、非常に共働き世帯、それからひとり親世帯が多くなりまして、男性一人という親もいらっしゃるし、さまざまな家庭の事情があるんだろうと思います。そういう中で、弁当を持ってこれない子供たちがいて、パンを買って毎日パンを食べているというのも現状であろうと思っております。

そういう子供たちが、3年間のカロリーを考えますと非常に大きな差が子供に出るわけがございます。そういうときに給食というのがあると非常にありがたいというのが、ほんとに子育て支援の給食の意義ではなからうかということを考えます。親の支援というのは2次的なものでございまして、子供に対していかに栄養面で応援をしていけるかというのが給食のあり方であろうと、私は思っております。

その中で、先ほど中学校のアンケートを見せていただきまして、東中学校では46人17%、また須恵中学校では90人20%の子が弁当給食を望んでいるというふうに逆に受け取らせていただくという、逆から見ればそういう見方もあるのかなと思ひまして、それで給食を27年度から実現していただけるということで、非常にありがたいと思っております。宇美町の中学校の給食をどれぐらいとってえるかというのが、私もちょっと聞かせていただきまして、一番多いときで84.9%の子供が弁当給食を食べているということで、24年度の平均が60.7%の子供が弁当給食をとっているということでございます。で、それだけの子供が、やはり弁当給食をとるということで、須恵町においても、この給食が始まったらそれを待っている子供もいるんじゃないかと。

確かに、弁当をつくっていただけるのが一番いいことであります。それで、選択性というのを選んでいただける方式を我が町ではとっていただいたのであろうと思っております。

お弁当をつくれる方は、本当に愛情を込めて弁当をつくっていただきたい。パンを食べたい子はそういうパンを買って食べてもらえばいいし、また親が弁当をつくってくれないということもあるかもしれません。そういう子供たちには、栄養面でしっかりと管理をされた弁当給食をとっていただくということで、須恵町の子供がこれから本当に立派に、体力的にも精神的にも不安定な時期でございますので、そういう子供たちがこういう給食を通して立派に成長していくのを支

援するのが、私たち大人、また行政の役割の一つではなからうかと思っておりますので、今回給食を実現していただく27年、非常に楽しみにしております。

それとですね、2カ所ですかね、日米クックさんと中村学園さんのところが、非常に確かなところだということで、宇美のほうから聞きましたら、キャパがつかれないので、中村学園さんは辞退されたということでして、日米クックさんだけで契約を行われているようでございまして、金額も最初は240円であったのが一、二年後250円というふうに金額も上げてらっしゃるんですね。それと、3年契約を途中から5年契約に変更したというような内容等もございます。一番近くで、18年から弁当給食をされておりますので、宇美町さんの状況等も聞きながら、また須恵の特色ある弁当給食というのを確立しながら、子供たちにとって一番いい弁当給食を、これからいろんなことを詰めていかなければならないと思うので、大変だろうとは思いますが、その辺について内容的にですね、日米クックさんとの、そういう、宇美の状況とかを聞かれていますか、というのをちょっとお願いいたします。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） はい。

議長（三角 良人） 27年から実施という答弁はあっていませんからね。

議員（9番 今村 桂子） はい。まだ受けて動いて、実施じゃないんですか。

実施じゃなくて、動いているということは、実施じゃないんですか。

議長（三角 良人） 答弁、どなたに。町長でいいですか。

議員（9番 今村 桂子） 動いているということは、実施ではないんでしょうか。

議長（三角 良人） 教育長の答弁の中で、今から、来年度から予定ということですから、中身までまだ検討してないと思いますが。

今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 一応、町長の答弁で27年実施に向けて動いているということでございましたので、もう一度確認させていただきます。

27年実施の方向でよろしいんでございましょうか。

それと、先ほど料金については徴収ということで、宇美のほうでは振り込み等も考えられていますので。その辺の詳しい内容は、今後精査されると思います。ただ、はっきりしたその時期等だけお答えをお願いいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 建議、第2次の建議が出ておって、合併問題がありました。というのは合併問題でなぜおくれたかということ、志免町は、いわゆる自校方式の学校給食、そしてランチルームを持っていると。宇美は弁当給食ですから。それを、いわゆるどちらの施設にするかというの

は、合併したらやはりそろえなくてはならないと。で、最終的には志免がやっている自校方式のランチルーム方式になるやに思うわけですね。

そうすると、宇美もそういう感じ。うちは弁当給食で先にスタートしとったらその施設が無駄になるから、合併も含めて最終的に待ちましようという話であったわけでありませう。

今、建議に沿っていくと27年度。だから、食育だとかいろいろ難しい話はさておいてですね、要するに社会の情勢の流れの中ですね、やはり弁当給食が好ましいだろうという判断をさせていただいたと。食育だとかそういうことでいくと、それは、弁当給食ではだめだという答えになっていこうというふうに思いますので、教育委員会では27年度に向けてですね、PTAだとか、あらゆる機関との折衝をやっておりますのでね、多分26年度1年間審議を重ねてですね、27年度実施という、いわゆるその施設の建設もありますので、1年間はどうしてもかかるということでございますので、まあ、早い結論は出したかったんですけども、なかなかそういうことにもいかずですね、早くて27年度実施だというふうに考えております。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 済いません。非常にいい答えをいただいたと思っております。1年間かけてさまざまなことを詰めていただいて、ぜひ27年度には実現をしていただきたい。

それと、町長が、先ほど出ました、町長が在籍していらっしゃるときにぜひ弁当給食が始まることを見届けていただきたいと思って、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。休憩に入ります。

午前10時37分休憩

午前10時45分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、柴田真人議員。

議員（11番 柴田 真人） 11番議員、柴田でございます。

今回は、れいんぼ一幼稚園の太陽光発電の効果について質問させていただきます。今まで何度か太陽光発電では質問させていただいたんですが、今回が初めて公共の建物であるれいんぼ一幼

児園にですね、太陽光発電をつけてもらい本当にうれしく思っております。

4月に開園して6カ月目に入っております。福島原子力発電所の事故以来、ほとんどの原発がとまり、そのかわりを火力発電が補っています。そのため、燃料代が上がりCO₂排出もふえておるところであります。京都議定書による数値は、クリアするどころか、とても無理な状態となっております。地球温暖化防止のためにも自然エネルギーの活用が大事だと思います。そういう面で、れいんぼー幼稚園に太陽光発電をつけたことは、須恵町の電気の時代に対して、また大きな一歩だと思います。

そこで、このれいんぼー幼稚園の発電量、電気代、また太陽光をつけてなかった場合の電気代といいますが、そういうところが計算できればお教えいただき、その効果を聞きたいと思います。また、次の公共物に今後設置するお考えがあるかどうかもお聞かせください。

また、今後の電気料金、また、原発発電についての町長の御見解もお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをしたいと思います。れいんぼー幼稚園の、いわゆる発電量と申しますか、どうかという話ですが、新しい施設でございます、比較しようがございませんので数字は出ません。わかりません。ただかやの保育所、それから東幼稚園で使った電気と、今一緒に出したれいんぼー幼稚園の電気代と比較しますと、月に直して約3万円から3万5,000円ぐらいは安くなっております。

ただ、これもですねいわゆるキロ当たり42円で売電をすると、総量売電というか、いわゆるしておればですね、まだ効果はあったのではなかろうかと。いわゆる売電はしていないと。自分のところで発電した分は自分のところで使っているという状況でございますので、直流で太陽光によりつくるわけで、それを交流に直していく場合のロスが出たり、あるいは蓄電池があればですね、昼間の電気をためて夜間部分に、あるいは曇るようなときに使うということができるんですけれども、再生エネルギーにつきましてはですね、やはり蓄電池の発達といいますが、開発といいますが、そういうものが非常に重要ではなかろうかというふうに思っております。

再生可能エネルギーを使う場合についてはですね、やはり電力の地産地消に心がけなければならぬと、あるいは発送電を分離していくということによってですね、いわゆる効果が生まれてくるのではなかろうかと、もう少しイノベーションの開発が期待されるところであるわけで、いわゆる今42円の全量買い取りで民間のところは契約されていますが、本町においては全量買い取りの42円ではないわけですので、その辺が若干効率が悪いかなというふうに思っておりますし、また再生可能エネルギーの、特に太陽光発電、24年度は42円でしたけども、それが5年後は19円になると、我々は21円で九電から電気を買っておりますのでですね、つけても2円

の赤字になっていくということが想定されるわけですね。

そういう話があるということで、今後この、いわゆる太陽光発電をですね、町の施設につけていこうかというのについてはですね、今ちょっと難しい問題に差しかかっているという状況でございます。申しますように比較がしようがないから、具体的な比較された数字というのはわからないということでございます。

それから、原子力に関するお考えはということでございますが、私に反問権が許されておれば、あなたは どう思いますかと逆に聞きたいかなというふうに思っておるところでございますが、反問権がございませんので私なりの思い、本町が原子力発電所を誘致できる環境にあればですね、もう少し原子力についての勉強をするということになるわけですが、我々のところでは立地条件に満たしてないわけございまして、余りその件についてはですね、詳しくは知らないんですが、しかしながら今原発を全部廃止して、そして日本国中の電気代が補えるかという、補えるというふうに思っております。しかしながら企業とかですね、いわゆる製造業に関しましては高い電気を使うということで、いわゆるそういった製造業あたりが国外に出ていくという状況が起きてきて、輸出国である日本の輸出ができなくなって経済的な影響が大きくなると。だから原発は悪といいますか、危険だというのは誰も知っておるわけですが、今すぐじゃあそれをゼロにするかという非常に厳しい状況があるわけで、まあ、安全性を確認しながらですね安全性が確実だといわれるものについてはですね、徐々に減らしていくという方法が、今私が考えるところではベターではなかるうかというふうに思っておるわけです。

現に、原発が四十数基あるわけで、それを廃炉にもっていくための技術、そういったものも今即原発を廃止すれば学問も育たないと、だから永久に原発のいわゆるエネルギーといいますが、使った後のそれがどうしようもない。だから本来はそれを原子力も再生エネルギーで、プルサーマルで、いわゆる使ったものをもう一回再生して使っていくということでございまして、資源は余り使わないということですが、その危険性といいますが終息をどのように迎えるかという学問も進んでない、そういった中でのいわゆる原発というのは危険性が大きいと、いうふうに私は思っておるところでございます。

また、その原発を廃止することによって安全性は保たれましょうが、企業が国外に進出していったりすることによって雇用がなくなっていき、経済的にも厳しい状況に追い込まれるということが非常に複雑な問題を絡んでいる、原子力発電の問題ではなかるうかというふうに思っております。

以上です。

議長（三角 良人） 柴田議員。

議員（11番 柴田 真人） 今の答弁でよくわかりましたけれども、れいんぼー幼稚園がどん

だけ電気をつくって、それを幼稚園で使った、それを電力料金に換算するといくらということが出てないというところがございますけれども、その辺はしっかりまた勉強しながら計算してですね、どれだけのこの単なる前年度の東幼稚園と、かやの保育所の電気料金だけという考えではなくて、まあせっかく付けてありますから、そこまで計算をされて今後の参考にされた方がいいかなと私は思っております。

あとそういう意味で、原発まあなくさないかん、それでもすぐはやめるともどうということもありますし、そういう意味からいいますと、やっぱり未来の子供のことを考えると私は、ほたるの湯の健康広場側に、子供たちが見て興味持ってほたるの湯に来て、電力量を見てですねそういうことを考えて、そういうふうな未来のエネルギーということ考えて、そういうことを家庭で思うところは広めていってもらえればいい、そういう意味で是非ですね計算すればプラスにはならないと思いますけれども、将来のこと考えればあと1つぐらいほたるの湯につけてもらえないかなと思って。質問終わります。

議長（三角 良人） 答えは要らんと。

議員（11番 柴田 真人） 要ります。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 月々のですね、電気量と使用料については出ているわけですが、これが若干逆転するときもあるわけですね。7月なんかは逆転しているわけですね。つくった電気よりも、今まで太陽光発電から電力を補わない状況のときのほうが安いという、だからどういうことかなというのが、だからたった今まだ4月からしますと、5カ月間なんですね、8月まで。だから、これだけでは若干データもとりにくいなと。いうように前の施設、同じ施設があって、つけてない、つけたということならはっきり出てきますけども、これは非常に難しいものがあるわけで、こういうことを入れながらですね、だから採算性の問題は、先ほど言われたように度外視してやはり再生可能エネルギー、いわゆるエネルギーは自分たちで賄おうという方向を言われたんだと思うわけですが、このことについてこれがガス化されたりすると非常に安くなったりですね、していきますので若干その動向を見ながら、させていただきたいというふうに思っております。

議員（11番 柴田 真人） いいですか。

議長（三角 良人） 柴田議員。

議員（11番 柴田 真人） 前向きなお答えで、今後動向を見てしっかり新しいものも、出てくるかと思っておりますけれどもよろしく申し上げます。これで質問終わります。

議員（11番 柴田 真人） ほたるの湯のうへは、動向を見てでいいと察しております。

以上です。

議長（三角 良人） 5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） 5番議員、田原です。通告に従い質問いたします。

アザレアホールのトイレの改善は。

先般の新聞に、須恵町の女性の平均寿命が全国第9位という記事が掲載されておりました。高齢者の方々のますますの御健康とこれからの活躍を願うものであります。

さて、アザレアホールではさまざまな催し物が開催され、町内外の皆さんの娯楽を兼ね、多数の来館者で賑わっています。中には高齢者の方障害者の方など、お体が不自由な方のお姿も見受けられます。

そこで、トイレの改善についてお尋ねします。

1階には男性用和式トイレ4器、洋式トイレ1器、女性用和式トイレ12器、洋式トイレ4器となっています。1階のトイレの和式を洋式に改善していただければ、高齢者や障害者の方々に大変ありがたく思われるのではないのでしょうか。町民多数の利用を考慮し、トイレの改善を求めます。

先日の西日本新聞9月4日号に洋式トイレ整備費補助、佐賀県民間施設に2,000台超という見出しが出ていました。佐賀県は3日、県内の社会福祉施設など、不特定多数の人が利用する民間施設を対象に洋式トイレの整備費を補助すると発表しました。障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを普及するのが目的だということです。

佐賀県によると、公共施設では洋式トイレの整備が進んでいるものの、民間は和式だけの施設も多い。障害者などから外出先で利用できるトイレが少ないとの声があるという。今後、高齢化が進展することは確実で、市町村の公共施設も含め、洋式トイレに移行する取り組みとして注目を集めている。

このように、生活様式は日々進歩しています。和式トイレは過去のものになりつつあります。洋式トイレは、高齢者や障害者お体の不自由な方にとって、足、腰、膝などの苦痛もなく大いに喜ばれるところであります。予算を伴うことではありますが、どうぞ改善をお願いします。

ここで、要望として男性用和式トイレ4器のうち3器を洋式に、そのうち1器をウォシュレットタイプに、女性用和式トイレ12器のうち10器を洋式に、そのうち5器をウォシュレットタイプに改善していただければ、多くの利用者に喜ばれ、今以上にアザレアホールの利用者の増大にもつながると確信しています、ぜひともトイレの洋式化を強く求めます。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） トイレの件でございますが、これは時代のすう勢といえますか、流れによってですね私どものアザレアと、篠栗のクリエイトが同じ頃出来たわけですが、洋式と和式の比

率が同じくらいなんです、そして今一番新しいのが粕屋町のサンレイクかすや、これはもう逆転しております。和式より洋式の数が増えております。新宮町でちょうど半々くらいですね。時代とともに、いわゆる水洗化していくことによってですね、洋式化していているということでございますが、篠栗のほうも同じ条件でございまして、担当のほうで尋ねましたら、何もそういう問題は出ていないということで、要望は出ていないということですが本町についてはですね、平成6年にあのアザレアができたわけございまして、来年で20年を経過するわけございまして、いろんな面で大規模な改修が必要となってくるわけで、一度に大きなお金が伴うわけございまして、年次計画を立てるようという指示をしております、その計画によればですね、ことし25年度は駐車場の用地を確保し、将来はそこに図書館でも建てられればという用地を確保するために3,200万円ほど使わせていただきました。

26年度、来年度でございますが、この庁舎も25年で空調を全部やりかえたわけですが、空調の設備の検討業務に入りまして、これを2カ年でやっていこうかなと、大体8,000万円くらいかかるんじゃないかなという計画です。

それから、舞台等の吊り物の取り換えというものも発生してまいります。

御要望の洋式トイレについてはですね、平成28年度に1階の和式のトイレを洋式化していこうという考えでございます。通常、役場ですと職員が8時間ないし9時間くらい拘束されておまして、大きいほうに行くこともあると思うわけですが、アザレアにつきましては一般の方というのは二、三時間ですから、家で用を足して大きいほうはですね、よっぽど体調が悪いとき以外はそうないと思うわけですが、事女性に関しては大も小も同じものを使うわけございまして、女性の便器の洋式化というのはやはり急ぐべきではなかろうかというふうに思っておりますが、その費用についても半端じゃない費用でございます。1階の和式を一部洋式にするだけで1,000万円の費用がかかりますし、洋式化しますとその部屋の大きさが、非常に広くとらなければならないと、だから3器分を壊して2器にするとかいう方法をとらなければならないわけでございますが、そういったことも含めてですね、一応28年度に計画をしておりますので、そのときに具体的に数とかですねどういう形にしようかというものを、検討していきたいというふうに今思っておるところでございます。

以上です。

議長（三角 良人） 田原議員。

議員（5番 田原 重美） ありがとうございます。

須恵町は高齢者が多くなりましたので、足腰が弱い方がおっておりますので、28年の、今答えをもらいましたが、男性の便所もよろしく願いいたします。

これで、質問を終わります。

議長（三角 良人） 14番、原野敏彦議員。

議員（14番 原野 敏彦） 14番、原野敏彦でございます。今回の一般質問は公園の管理ということで質問をさせていただきます。

先日、旅石原中地区にポケットパークが完成されまして、5月2日の議会報で町民の方々にお知らせをしております。動き出した施設憩いの空間を、ポケットパークでございますけれども、ポケットパークというのは、これにも書いてありますけれども、道路脇や町のちょっとした空き地を、わずかな土地を利用して小さな公園、休憩所のことということでございます。

なぜ、この質問をしたかといいますと、できたばかりで本当に気持ちのいい小さなポケットパークでございますけれども、4カ月ほどがたちましたかね。この報告には、町有地を活用して、延長230メートル、幅が8メートルのポケットパークでございます。趣旨といたしましては、地域の方々の健康増進や、四季折々の木や草花を見て、楽しみながら憩いを感じるような場所と、また通勤・通学の安全な歩行空間の確保を目的としているということで、町民の方々にお知らせをしております。

私はちょうどあそこをいつも通るわけでございますけれども、周知がなされているのかどうかわかりませんが、まあ、なかなか利用者が少し少ないのかなということと、通勤・通学ということですね、須恵高校生が利用してくれるかなという思いもしてたんでございますけれども、横断歩道等の問題で、行き過ぎて戻って通るような通学路でございますので、なかなか利用ができない。

ここ何日間か、これを質問するということですね、須恵高校生に質問を、アンケートをずっと現場にいましてさせていただきました。生徒はいつもびっくりしておりました。このおじさん何やらかなと、何ば言いしゃっちょろかねということですね、不思議な顔をしてましたけれども、ここを通った子にはですね、どうしてここを通るとねと聞きますと、ミニストップさんがあるもんですから買い物買いに、まあ、ちょっとしたものを買っていくぐらいでして、戻って通らなければいけないのでなかなか利用しにくいということでございます。

逆にミニストップの従業員の方に聞いてみますと、カルバートを過ぎたところから、柵があるわけですが、ちょうどポケットパークが、ここにはちょっとないわけですね。ちょうどあいているんです、ポケットパークの入り口が。それでよく横断される方があります。やっぱり横断歩道がありませんけれども渡るということで危ない。危険な思いをされている現場を見られたことがあるそうです。

そういうような思いが、なかなか通勤・通学の、これにうたってありますけれども、通勤・通学の道にはならないのかなということで思いました。

それと、4カ月たちまして、私が一般質問の締め切りが3日でございますけれども、そのときには、そうですねこれがあの、4カ月前にできたポケットパークかなあという思いをいたしました。

それは、JAの斎場のほうののり面はきれいに整備されているんですけども、苗といいですかね、JA側、あの辺ののりが大きく茂って、下の擁壁までずうっとおりてきているような状態でした。それと公園のパーゴラとか、植木を植えてありますけれども、あの辺の雑草が生い茂ってました。それを見ますとこの事業は補助金をいただいて、国庫補助金が入っておりますし、民間でいいますと寄附をいただいてつくって、一般財源も若干入ってるのかな、入ってつくった公園でございます。

それを思いますと、寄附をしていただいた方の思いも、ああ悪いなあとかですね、国からの補助を受けてやったのに、何だこれはというような思いもありました。

それが終わりました、質問を出しまして3日後ぐらいですかね、町のほうから伐採をしていただいた。通られる方は見ていただくとわかると思いますけれども、非常にきれいなポケットパークになったと、ああこれならいいなあと今朝も私通ってきたんですけど、いいなあと。

少しびっくりしたのはですね、前のほう、奥のほう、須恵高校側に茂っていたんですけども、伐採の以前にちょっと話を聞いたんですけども、その下にツツジが植わってました。私、ちょっと、現場視察に行ったときに、あああったのかなあと、ちょっとうる覚えでわからなかったんですけど、200本から250本のツツジが植えてあるのが出てきたんですね。茂っていたからわからなかった。そのうちの3分の1ともいいませんが、枯れているような状態でした。ちょっとやっぱりさみしかったですね今朝は。

決算特別委員会でもちょっとお話はさせていただいたんですけども、公園費という予算がありますので、そのあたりの整備をここだけでなくいろんな公園が、町が持っている公園、行政区が持っている公園とありますけれども、整備の仕方をもう一度考えてもらわなければいけないのかなという思いをいたしております。

23年度にまちづくり懇談会がございました。その席で山の神区の要望と申しますか、その中に区の美化作業を行うときに粕屋農協の苗センターの周りの草がはびこり、なぜ農協は草を刈らないのかなということで、のり面ですから本当はやっぱり農協さんがやるべきだろうと思うんですけども、こういう質問も出ていました。

そういうふうな意味では、これ農協さんにそれはお願いしなければいけないのかなあという思いでございました。

須恵町の第5次総合計画の中にも都市公園等の整備ということで、町民が気軽に憩いの空間を享受できる住宅市街地において都市公園や近隣公園、地区公園の身近な公園、緑地の整備を行い

ます。これはできつつあるだろうと思います。

そこで、質問なんですけれどもこの管理を、伸びてからするのが、伐採といいますか、草刈りといいますか、伸びてからするんじゃないくて、やっぱり専任というのもあれですけれども、月に1回か2回くらいですね、やはり現場を見て、現状のままで町民、区民の方々に使っていただくように、これは要請でございますけれども、していただきたいなど。茂ってから伐採するんじゃないくて、茂っているな、草が生えてきたなと思ったらやっぱり整備を、草刈りをするというのが1つの要望でございます。

あと1つは、それをせっかくの通勤・通学ということであってありますので、まあ、警察等々の申請もあると思いますけれども、カルバートすぐ下の、信号、信号、本当に近いんですね、今度21日に開通しますけれども、この信号からカルバートというと、この信号まで短い、けれども柵がしてないから通りやすい、警察等々に横断歩道だけができるのかどうなのか、できれば横断して、信号もちょうど、それは赤、赤になりますので、通りやすいちゃ通りやすいんです。高速からおりてきての入りが若干来るぐらい。あとは知れてますのでね、信号が赤ですので。それが1点でございますね。

それから、反対側の今度は、自動車道ののり面ですね。あれも今ずっと茂っている状態で、あれは国交省の管轄といいますか、九州高速道路の管轄だろうと思うんですけれども、でき上がったときの現場視察のときにですね、そこも整備をしながら四季折々の植木といいますか、癒してくれるような環境をつくりたいなということのお話もございましたが、その辺がどうなっているのか。それとせっかく小川といいますか、せせらぎみたいなものつくってありますし、ちょっと感じのいい置き石でたたずんだような場所もあります。そこで憩いということですね、魚など泳がせたらどうかと。

近くにめぐみ保育園もございますし、園児さんたちがあそこに行って、ちょっと遊ぶのにいいんじゃないかと、そういうふうな、まあ、要望といいますか、それもしたいなと思っております。

健康ということで遊具もありますけれども、これは大人がどういふのかなと……。まあ、遊具にも3歳から6歳、6歳から12歳くらいまでの方が利用していただきたいということで、遊具も、まあ230メートルですからね、志免のシーメイトさんみたいに800メートルあるところとはちょっと違いますのでね、どうかと思っているんですけれども、パーゴラは日陰にはちょっとならない。休むのには休めますけれども、日陰にはちょっとならないのかなという思いでございます。

それで、せっかく3,800万円、4,000万円近くお金をかけてつくった公園ですので、まあ、道側ですけれども、今回9月21日に県道須恵・志免線が開通します。そんな思いをですね、

いつもいい状態で管理していただけたらなと思います。

以上、担当課の都市整備課長でございますけども、見解のほうをお聞かせ願えたらと思います。以上でございます。

議長（三角 良人） 安河内都市整備課長。

都市整備課長（安河内 久人） 一般質問の答弁の機会を与えていただきましてありがとうございます。非常に緊張しております。うまく答えられるかどうか、御容赦いただきたいところも出てくるかと思いますが、御質問に答えさせていただきたいと思います。

旅石地区のポケットパークの利用状況はということで、旅石原中地区のポケットパークにつきましては、平成24年度国庫補助事業として採択されまして、ことし3月に竣工したところでございます。

議員の御質問にありますように町民皆様の健康増進と憩いの空間の構築、それから、通勤・通学の安全な歩行者道の確保といった、多目的空間の創造を目的として整備したわけでございます。

利用状況につきましては利用者数のカウントをとっておりませんので、正確な利用人数についての把握はしておりません。ポケットパーク自体が先ほど御質問の中にもありましたように、道路脇のスペースを活用した小公園といったものでございますので、子供向けの遊具のある公園や運動公園といった大人数が常に集まるような公園ではございませんが、見てありますと常に利用者が利用していただけるという状況ではないように自分も感じております。

この事業の中で、日よけとなる桜、モミジ等の植栽を行っておりますが、これらが成長して日陰をもたらすにはある程度年数がかかると考えております。ことしのように猛暑が続きますと、当然利用される方々も日陰が欲しいというような御要望もあがってくると思われまますので、当面日よけの対策といたしまして、ただいま設置しております2基のパーゴラ、あずまや風なものを建てておりますけども、この屋根に脱着式の日よけのテントがございまして。これを今検討しているところでございます。これをつけて樹木が大きくなる間の措置として設置したいと今検討しております。

それから、健康遊具や樹木につきましては、状況を見ながら利用者の御意見、御要望に応じてふやしていくということを想定しております。現在は窮屈にならないようにあえて最初から密には配置をしておりません。こういった事情で御意見を聞きながら、こういったものが欲しいということであれば逐次そのときに、設置検討していきたいと思っております。

また、通勤・通学の安全の確保の目的達成につきましてははですね、現在、須恵高校のほうとも通学路の変更協議を継続して行っているところでございます。正式な、町からの要望書等も欲しいなというようなことも聞いておりますので、通学路として利用していただけるようにですね、今後努めてまいりたいと思います。

それから、井尻線のところのボックスのところの横断歩道の関係を御質問の中にあつたかと思えますけども、現状の交差点、志免・須恵線のところに今度新しく信号機と横断歩道ができたわけでございますけども、これと一の浦の交差点の横断歩道の位置から考えればですね、距離的な問題と、まあ、ポケットパークから出てきたときの高速道路のボックスカルバートがありますけども、それ等が視鏡の妨げになるというような現状もございますことからちょっと難しいのかなと。警察のほうにはもう一度、所轄のほうには確認をいたしますけども、そういった問題がございます。できれば、今ある交差点を、ミニストップ側の交差点を利用していただければと考えております。

その入り口につきましては、スペースがあります。横断しないようにスペースをとってはおるわけでございますけども、その柵につきましてはですね、体に障害のある方々にも利用していただきたいというところもございまして、車をそこに寄せて、ちょっとしたスペースで、そこで障害がある方々がおりられて、車椅子でも通られるというような形で現在はそこを、防護柵をあけてるような状態です。これがなくなりますと、ちょっとそこに、まあ、そういった方々の寄りつきが難しいのかなというようなところもございしますので、そこも含めてちょっとまた検討をやりたいと思っております。

それから、管理に対する御質問でございますが、議員おっしゃいますようにちょっと草がもうちょっと伸びておりまして、ばたばたと整備を、草刈りをやったわけでございますけれども、ポケットパーク施設とJAの育苗センター側ののり面につきましては町で管理するというところで、今現在臨時の道路整備の関係の職員さんのほうで、対応をお願いしているところでございましたんですけども、町道の草刈り等もございまして、なかなか手が回らなくて、おっしゃいますようにちょっとおろそかになっていたということについては反省をしております。今後は、須恵町のシルバー人材センターがありますので、こういった草刈り等の定期的な管理の委託をしたいと考えております。これによって、通常の草が生える前にちゃんと管理できるような体制を整えていきたいと考えています。

また、東側の高速道路ののり面の件でございます。ここににつきましては、当初高速道路美化促進助成金というのがございまして、これにおいて整備検討をしてきたところでございますが、西日本高速道路株式会社との協議において、町が整備するとなればその後の管理は全て町のほうでやってくださいという条件が出てまいりまして、じゃあ、現状の植栽されている木とてんとうばえといいますが、種が飛んできてでしょうか、植えてる木を間引きなりにも今度の事業の中でさせていただけないかという協議もやったんですけども、それについても西日本高速道路のほうの一つの財産として考えてあるみたいで、それも勝手に切ることができませんというような回答が返ってきております。こういうことがございまして、現状では、先ほどから言います西日本高速

道路株式会社に対しまして、管理地内であるのであれば美化を進めていただけませんか、せっかくこういうふうな施設をつくりましたと、そういったことをやっていただけませんかという協議をしております。そういった要望が出されてくれば、当然管理会社のほうで責任持って対処していくというふうな形になっておりますので、もう少しそこいらを煮詰めながら進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、より多くの方々に利用していただける環境を整えることが大事と考えておりますので、事業効果の発現につながりますよう、今後は学校、コミュニティーを通じ活用を呼びかけていきたいと思っております。また、さらなる検討を加えながら、広く皆様方に親しまれ地域の方々の憩いの場として快適に利用していただけますよう努力してまいりたいと思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（三角 良人） 原野議員。

議員（14番 原野 敏彦） ありがとうございます。

できたばかりですのでね、いろいろ直ぐにすることは難しいと思いますけれど、当初できた現状を維持していただけたらなという思いで質問をさせていただきました。

それで、植木の話をついたらなんですけど、やっぱり樹木もサルスベリ、あの赤い花がつく、あれがやっぱり一本がちょっとだめかなあと、もう一本は須恵高校側なんですけれどもきれいに咲いています。それから、サザンカがあと一本だめなのかなあ。あとは、ほら、イチョウとか梅、桜の木とかは十分にしておりますので、これから先楽しみな公園になるのかなあという思いでございます。

それと、夜間、今からやっぱり日がちょっと落ちるのが早くなりますし、なぜこれを、横断歩道の件を言ったかといいますとね、物すごく明るいですよ、あの公園、夜は浮き出たような感じで通りやすい、私の感じですが、照明器具が7灯、それからフットライト、まあ足元に短いのが12基ぐらいあるんですけれども、きれいな公園です、夜ちょっと行ってみてください。そういうふうな思いで横断歩道を渡れたらいいのかなと。今課長のほうから話がありましたけれども、警察との協議があるということですが、もしだめであれば、障害者の方の利便性ということで車を寄せるということですが、その辺はミニストップ側に、私の友人ですので、たまには止めるぞということで。本当は横断歩道が欲しい、でもそれが出来ないのであれば防護柵をしたほうが、渡る人がいなくなりますので、開いているからやっぱり渡る、そこで事故があったらやっぱり、町が管理する道路ですから、こんなふういきよったけんとか言われたら、通学しよったけんと言われたらいけないから、もうだめであれば防護柵はされたほうが僕はいいと思っております。その辺も検討していただきたい。

小さなことですが、お魚の件はどう考えてらっしゃいますか。

議長（三角 良人） 安河内都市整備課長。

都市整備課長（安河内久人） 水辺として議員が御質問されましたように、農業水路を利用して簡単な水辺をつくっております。今魚が泳げるようなという形、それも含めまして今後の課題として整備を進めていきたいと、よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） 原野議員。

議員（14番 原野 敏彦） 先ほどもちょっと言いましたけれども、近くにめぐみ保育園もございませぬ、そういうふうな意味でやっぱりあそこで園児が遊ぶ姿を想像しますとわくわくするような楽しい思いになりますので、その辺の御努力、努力をしていただきたいなと思います。

以上で質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（三角 良人） 傍聴者の方にお願ひ申し上げます。こちらまで聞こえていますので私語はお慎みください。

13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） 議長。

議長（三角 良人） 藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） 13番議員、藤石豊でございます。本日最後の一般質問となりました。できるだけ時間内に終わりたいと思いますので、よろしく御配慮お願いいたします。

私の須恵町議会議員としての政治政務活動の中心は町づくりであります。町づくりに対する思いの今回はパート として質問をさせていただきます。時間が少し押していますけど、また先ほどから6名の同僚議員が一般質問されました。その中に一部私の質問に対する答えがなされたものがあり、取り下げようとも思いましたけど、せっかく出していますので、質問をしたいと思えます。できるだけ簡潔に短くしたいと思います。その前に、町長の答弁も議員の皆さんも後の人のことまで考えてから質問なり答弁をしてもらえたら私も助かるんですけど、言ってしまった以上仕方ありませんので、その辺は今後配慮していただきたいなと思っております。

今回は、「ぼた山は地域振興の突破口」何か格好いい題名ですけど、思いつきませんでしたので、こういう題目で質問を吉松まちづくり課長と中嶋町長に答弁を求めます。

今繰り返しますが、ちまたでは、世間では話題の中心は何でしょうか。先ほどから上がっていますよね。今声が上がりました。何といても2020年東京オリンピックの誘致です。その誘致が決定した後今日まで、毎日、新聞やテレビ等マスコミで連日報道がなされております。御承知のとおりです。何で東京が勝ち得たんでしょう。勝利を得たんでしょう、先ほど町長からお話がありました、日本全体で取り組んだまさにオールジャパンだと思います。そのことは政界、財界、スポーツ界全ての各界の皆さんのお力添え、努力のたまものだと思います。まさに官民一体

となった取り組みとバックアップではなかったでしょうか。その中でも何と云っても、前回の招致のときに東京オリンピック失敗をいたしました。その教訓を生かしたロビー活動とプレゼンテーション、すばらしく目にみはるものがありました。今からが大事なんです。個人的にはその中で誰が一番目立ったでしょうか、何と云っても個人的ですが、佐藤真海さん、すごいですね。最初にプレゼンをされた方です、その人のことをずうっと今日まで考えておりました、小さいころから文武両方にすぐれて、高校、大学と進み、いわゆる順風満帆、彼女に対する未来が待っていたはずです。ところが大学に入ってから突然の障害、まさに天国から地獄、奈落の底へ落ちた思いでしょう。そこから見事にはい上がり、立ち直り精神的にも肉体的にも立ち直り、パラリンピックに3回も出場されました。そしてまた、彼女の出身地が東日本大震災の被災地でもあるということで、世界の人々が注目する中あれだけのスピーチをして、世界の人々に勇気と希望を与えた、このことが大きな要因だと私は思っております。もちろんそのほかの著名人の方がいろんなスピーチ、プレゼンをやられましたけど、私は彼女が全てだったと今でも思っております。何を言いたいのか、今から話しますぼた山のことです。これからぼた山跡地の開発が進むにつれて何が重要かというのを今お話しさせていただきます。プレゼンの重みと我々須恵町の町民官民一体となった、また、ぼた山を有します3町のそれぞれの町が一体となった取り組みが必要ではないか、これが重要であるということを言いたいわけでございます。そこで、通告にしておりましたとおり、ぼた山跡地にソフトバンクホークスのファーム球場及び施設等を誘致する計画は、突然降って湧いてきました。私たちにとっては千載一遇のチャンスだと思っております。このぼた山を開発するに当たり、いかなる困難をも乗り越えて私たちは取り組まなければならないと思っております。その取り組みに対する町の思い、その思いを具体的に通告しておりました誘致に対する問題点はどういうものがあるか、また二十数カ所の立候補地が、市町が立候補しております。それに対する対抗策を含め、最後に町長の誘致に対する思いを聞かせていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） 吉松まちづくり課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） 藤石議員の迫力に圧倒されております。本町のぼた山開発の特別委員長であります藤石委員長ですから、一番お詳しいと思っております。あえてこのような、皆様方に説明をさせていただける機会を与えていただいたことに対して、本当にうれしく思っております。

まず初めに、2番目のこの他の候補地に対する対抗策でございますが、きのうの西日本新聞に県内外29市町が名乗りを上げているという記事が載っていました。遠くは長崎県の雲仙市まで手を挙げております。けさの西日本新聞には、一番手ごわいなと、もしここが手を挙げると非常に厳しいなと思っておりました糸島市が名乗りを上げました。現在30の市町が名乗りを上げて

おります。また、糟屋郡内におきましても久山町、粕屋町が単独、また粕屋町は3町のぼた山協議会の2案に名乗りを上げておられましたが、単独案につきましては手をおろされておるということを伺っております。応募されている市、町、どこも採択の可能性がありますがけれども、このぼた山跡地で最も特筆すべきセールスポイントと申しますと、交通アクセスのよさではないかと思えます。御存じのように九州縦貫道の須恵スマートインター、また福岡インター、環状線を走って都市高速の月隈インターまで8分という距離ですね。また、JR香椎線の酒殿駅や須恵駅も徒歩圏内でありまして、西鉄バス3番空港線、これも隣接いたしております。また、福岡空港や福岡市営地下鉄、福岡空港駅まで車で15分圏内ということで、福岡市内のどこが手を挙げててもこの交通アクセスでは勝てるのではないかと考えております。また、ファームといいながらも、一軍の合宿所には球団関係者だとか一軍の選手も当然入寮します。そのときに都市高速月隈インターからヤフオクドームまで最短21分ということを考えれば、選手の負担軽減にもかなりつながるということでございますし、今応募されている市、町の中でも最も魅力的なプロモーションであるというふうに考えています。

次に、候補地周辺の環境でございますが、大型商業施設や商店、飲食店、スポーツジム、また、須恵町のほうを見れば自然豊かな山林や公園、スポーツ選手の多くが通院するといわれておる某有名病院も近くにございます。一大ホークスタウンと呼ぶにふさわしいロケーションであると考えております。また、ぼた山の総面積は27万平方メートルでございますが、賃貸している新日本コンクリートだとか酒水園、または須恵町、粕屋町の不燃物処理場等を除けばですね、24万平方メートルほどあります。その部分を造成いたしますと、全体で有効面積が13万平方メートルとれるということでございます。ソフトバンク側の提案では、4万平方メートルから6万平方メートル、最大ですねということでございますが、倍以上の用地が確保できるという試算でございます。今回の1次審査の提案では、まずメイングラウンドに3,000人収容の球場、また500人から1,000人収容のサブ球場、室内練習場、クラブハウス、合宿所、駐車場、ですね。この志免、須恵、粕屋の3町では9万平方メートルを無償貸与でお貸しするということを考えております。また、一部、構造物を建設できない用地、困難な残地が4万平方メートルほどありますので、ソフトバンク側の関連会社であるソフトバンクエナジーが力を入れているメガソーラー事業用地としても提案したいというふうに考えております。

広報活動でございますが、一昨日推進協議会が行われまして、志免町の議員さんからも、3町の議員として署名活動等も行いたいというお話をいただいておりますし、各町でも特に窓口を中心にレプリカユニホームだとか、はっぴ等を着せて誘致活動を行ったらどうかということでございますが、予算が確定いたしましたので、今後はのぼりを各町50枚ずつお分けして庁舎周辺だとかぼた山周辺に設置したいということを考えております。

次に、3の誘致上の問題点でございますが、まず何といたっても3町のコンセンサスが図れない、なかなか難しい、一枚岩になかなかなりづらいというのが非常に厳しいところでございます。須恵町以外の2町は、それぞれ思惑があるのかわかりませんが、なかなか意見が合わないというところもありまして、私、これほど須恵町の職員でよかったなと思ったことはありません。

今回の募集要件の中にもありますが、造成後もしくは粗造成済みというのが大きな要件、条件でございます。御存じのようにぼた山の形状を残したままです。窓口である金融機関のほうに問い合わせしました。だめだったらはっきり言ってくださいというお話をしました。総合的に考えますので、という回答をいただいて、3町長に協議していただきまして、全く可能性がないわけじゃないのであれば、千載一遇のチャンスじゃないか、手を挙げようということで先月の8月9日の日に名乗りを上げております。仮に今提案書をもつて送付いたしております。あした締切でございます、1次審査をクリアできたとしても今後作業を進める中で大きな障害となるのが、造成費用だとか工期の問題でございます。事業スケジュールを逆算いたしますと極めて厳しい状況に変わりありません。ちなみに、先ほど申し上げましたように、ソフトバンク側には、13万平方メートルの土地を無償でお貸ししますよと言っても、ソフトバンク側は6万平方メートルと明記している以上、6万平方メートル以上借りても賃貸料を支払うのは6万平方メートルですよということになりかねません。そうすると、6万平方メートル無償でお貸ししたとして、1平方メートル当たり100円です。月に600万円、1年で7,200万円、これ20年間の継続契約ですから14億4,000万円に賃貸料が入ってくるということになります。また、専門の土木設計コンサルが今回、造成費用を積算した金額は12億円強でございます。もし優先交渉権を得てソフトバンク側と交渉できるところまでいければ、費用負担を含めて無償貸与への分だとか、メガソーラー事業の提案をどれだけ提案してくれるのか、もしくは、当然町がその候補地までのインフラ整備は行わなければいけないんですけども、もしかすると造成協力金までソフトバンク側は要求するのではないかとというようなことも考えております。当然、最終、優先交渉権を得たら、そのところが一番の焦点になるかというふうに思っています。今このぼた山をどうするのか、今回諦めてまた次回を考えるのかというと、会長であります町長は非常に決断の選択を迫られるというふうに思いますけれども。

最後に、東京オリンピックの東京都知事猪瀬知事が、プレゼンというものは表現力と中身と本気度だということを申されておりました。私のほうから町長にお願いするというのは甚だ恐縮なんですけども、この機会をどう考えるかっていうのは、議員さん方と一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（三角 良人） 続いて、中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 詳しく担当課長のほうから説明を申し上げました。経緯に沿って、経過に沿って話していただいたというふうに思っております。

私といたしましては、やはり過去明治から80年間栄華をきわめた、いわゆる志免炭鉱、そして50年間塩漬けになったあのぼた山、これを生かすことはやはり志免炭鉱という栄華をきわめたものを生かすと、再生させるという意味で非常に大切なことではなからうかと思っておりますが、こういったことについてもそれぞれの町の思いとか思惑とか個人的な考え方においても、温度差が非常にあるわけでございます。いわゆるオール3町、いわゆるオール志免、須恵、粕屋という形にはなりにくい状況にあるわけでございますが、須恵町の議員さんにおかれましては、非常に、私の思う方向で一致していただいております。ありがとうございます。後押しをしていただいているというふうに感謝申し上げますところでございますが、この誘致についてはやはり時間が非常に迫っておるといふことと、優位な点は、先ほど言いましたように地理的な条件、ハードルが高い部分というのは地形的な要件ということで、どちらをソフトバンクが利用するかと、採用するかということになるわけでございますが、先ほどオリンピックの件で猪瀬知事が、あのことを今担当課長が言いましたが、前回負けた、いわゆる石原都知事でございますが、普通負ければこれはもうアウトだといふふうになるわけですが、思い切って先陣を切って手を挙げられた、その勇気を猪瀬知事は褒めてあったわけですが、その意思を継いで次に行くと。だから私はこのぼた山に関してソフトバンクが来ることを最大の願いとしておりますけれども、たとえそれが失敗しても、50年間塩漬けにして何も都市圏の人たちに知られていなかったものが、福岡県内に知れ渡ると、企業の方も、ソフトバンクという私企業に無償で貸与するんだという思いまであるところ、そうすると企業誘致にも非常に次のステップとしてみんなが飛びつくのではなからうかといふふうに思っております。もう最大ソフトバンクが来ることを願い、3町町民合わせて11万人こぞってその動きをしたいと思っておりますが、たとえ、たとえそれがかなわなくても次のステップ、二の矢三の矢としていける、これはチャンスであったといふふうに捉えたいといふふうに思っております。

以上です。

議長（三角 良人） 藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） 今、答弁をいただきました。ちょっと気になるのが二の矢三の矢。一の矢でいきましょうや。須恵町の将来に大きな夢を、子供たちにも夢を与えるぼた山開発。ソフトバンクホークスの誘致はまさに地域振興の突破口、きょうの私の表題であります。3町が一つにまだなっていない、そしたら須恵町がイニシアチブをとり、他の2町を先導しましょうや。我々もその努力を惜しみません。そして3町を一つにして何とかこの、優先交渉権ですか、を勝ち得てこの地にそのソフトバンクホークスの施設を誘致したいと願っております。そのためには

あらゆる艱難を克服して努力をしまいる所存でございます。何とぞ町のほうもよろしく御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、一般質問とさせていただきます。

終わります。

議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は9月19日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時55分散会

議事日程(第3号)

平成25年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第42号 平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第43号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第44号 平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第45号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第46号 平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第47号 平成24年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第48号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第49号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第50号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第51号 須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 須恵町監査委員の選任について
- 日程第12 議案第53号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第54号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 発議第 1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第15 陳情書 本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書
- 日程第16 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の選挙
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第42号 平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第43号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

		ついて
日程第 3	議案第 4 4 号	平成 2 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	議案第 4 5 号	平成 2 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	議案第 4 6 号	平成 2 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議案第 4 7 号	平成 2 4 年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第 4 8 号	須恵町税条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 4 9 号	須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 5 0 号	須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 0	議案第 5 1 号	須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 5 2 号	須恵町監査委員の選任について
日程第 1 2	議案第 5 3 号	平成 2 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 3	議案第 5 4 号	平成 2 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	発議第 1 号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
日程第 1 5	陳 情 書	本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書
日程第 1 6		糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の選挙
日程第 1 7		委員会の閉会中の継続調査について
日程第 1 8		議員の派遣について

出席議員（ 1 4 名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
1 0 番 三 上 政 義	1 1 番 柴 田 真 人
1 2 番 長 澤 誠 司	1 3 番 藤 石 豊
1 4 番 原 野 敏 彦	1 5 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・	中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・	稲永 張美
教育長・・・・・・・・・・	平松 秀一	理事(地域振興課)・・	印藤 勝人
理事(図書館長)・・	今泉 智明	理事(公民館長)・・	安川 敏幸
総務課長・・・・・・・・	今泉 俊裕	まちづくり課長・・	吉松 良徳
住民課長・・・・・・・・	合屋 勝秀	税務課長・・・・・・・・	櫻木 幹夫
健康福祉課長・・	畑江 達也	都市整備課長・・	安河内 久人
上下水道課長・・	石井 浩二	子ども教育課長・・	稲永 修司
社会教育課長・・	川津 政文	出納課長・・・・・・・・	大塚 信夫
総務課参事・・	満行 誠	監査委員・・・・・・・・	百田 清二

午前10時00分開議

議長（三角 良人） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。これより議事に入ります。

一括議題についてお諮りします。議案第42号から議案第47号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第1．議案第42号

日程第2．議案第43号

日程第3．議案第44号

日程第4．議案第45号

日程第5．議案第46号

日程第6．議案第47号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第42号平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第43号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第44号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第45号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第46号平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第47号平成24年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上、6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

決算審査特別委員長（合屋 伸好） おはようございます。

早速、決算審査特別委員会に付託されておりました議案第42号平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第47号平成24年度水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、一括して審査の内容と結果を報告いたします。

審査に際しましては、関係課より概要説明を聞くとともに提出資料をもとに、去る9月9日、10日、11日の3日間にわたり審査を行いました。事項別明細と詳細の内容につきましては、議長を除く議員13名全員の構成による特別委員会であったことから、この説明を省略いたします。

それでは各議案につき報告をいたします。

議案第42号平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。別冊決

算書の10ページでございます。実質収支に関する調書です。

歳入総額81億656万6,822円、対前年度比プラス2.2%に対し、歳出総額79億3,349万6,837円、対前年度比プラス2.7%で、歳入歳出差し引き額は1億7,306万9,985円でありましたが、繰越明許費繰越額が415万6,000円あり、実質収支額は1億6,891万3,985円と3年連続の黒字決算となっています。

また、実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支はマイナス3,842万524円ですが、これに2億1,901万7,000円の町有地売却収入等による財政調整積立金等を加えた実質単年度収支額は、1億8,059万6,476円と黒字になっています。

質疑内容を一部抜粋いたします。防災無線の追加設置について、聞こえるエリアに設置するため行政区に1器ではないということ。システム改修業務委託料の3,400万円について、今回主に外国人住民票に係る約2,000万円が要因であるということ。コミュニティバスについては、3年をめどにダイヤ等の改正を検討するという。固定資産税の伸びについては、住宅の新築が約6割の増加になったためということ。ほか自販機の件、校区コミュニティ補助金の件、自殺対策の件、不用額の件、ポケットパークの件、観光費の案内看板設置の件等があります。

以上、採決の結果、委員会は全員賛成で認定としています。

続きまして、議案43号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。同決算書の178ページです。実質収支に関する調書です。

歳入総額31億3,828万9,096円、対前年度比プラス6.6%に対し、歳出総額31億3,203万9,543円、対前年度比プラス6.5%です。歳入歳出差し引き額は624万9,553円で、繰越金を除く実質収支額も同額となっております。

また、単年度収支は295万8,063円のプラスでございます。

質疑はジェネリックの件、レセプト点検の件、長寿の町にランクインした件などでございます。

以上、採決の結果、委員会は全員賛成で認定でございます。

続きまして、議案第44号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。同じく同決算書の212ページであります。実質収支に関する調書です。

歳入総額2億5,037万2,541円、対前年度比プラス8.8%に対し、歳出総額2億3,822万1,100円、対前年度比プラス7.8%です。歳入歳出差し引き額は1,215万1,441円で、繰越金を除く実質収支額も同額となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で認定でございます。

議案第45号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。同決算書の230ページになっています。実質収支に関する調書です。

歳入総額 10 億 3,930 万 6,601 円、対前年度比プラス 12.7% に対し、歳出総額 10 億 3,184 万 2,477 円、対前年度比プラス 12.7% でございます。歳入歳出差し引き額は 746 万 4,124 円で、繰越金 80 万円を除く実質収支額は 666 万 4,124 円となっております。

採決の結果、委員会全員賛成で認定でございます。

議案第 46 号平成 24 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。同決算書の 252 ページでございます。実質収支に関する調書です。

歳入総額 8,057 万 6,034 円、対前年度比マイナス 14.4% に対し、歳出総額 7,697 万 1,337 円、対前年度比マイナス 15.5% でございます。歳入歳出差し引き額は 360 万 4,697 円で、繰越金を除く実質収支額も同額となっております。

採決の結果、委員会全員賛成で認定をしております。

続きまして、議案第 47 号平成 24 年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。別冊になります。平成 24 年度須恵町水道事業会計決算書の 1、2 ページをお願いいたします。

収益的収入、第 1 款水道事業収益の総額は決算額 5 億 8,100 万 1,544 円、対前年度比マイナス 6% に対しまして、収益的支出、第 1 款水道事業費用の総額は決算額 5 億 3,010 万 4,315 円、対前年度比マイナス 3.5% で、収支差額はプラス 5,089 万 7,229 円となっております。

なお、消費税別にいたしますと 3,490 万 8,832 円の黒字ということでございます。給水人口 1.25% 増に対し、総配水量は 2.4% の減少となっております。

続きまして、3、4 ページでございます。資本的収入は決算額 3,448 万 9,350 円、対前年度比マイナス 41.0% に対しまして、資本的支出は決算額 2 億 867 万 2,512 円、対前年度比マイナス 2.3% になっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 7,418 万 3,162 円は、損益勘定留保資金で補填されております。公共下水道に伴う水道管の整備は 16 件行われております。収入のマイナス 41% の大幅減は、主に石綿管改良工事事業の減に伴う補助及び起債等の減となっております。

採決の結果、委員会全員賛成で認定をしております。

以上、議案第 42 号から 47 号までの決算の認定について、決算審査特別委員会の報告でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第 42 号から議案第 47 号について質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより議案第42号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第42号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第42号平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第43号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第43号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第43号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第44号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第44号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第44号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第45号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第45号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第45号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第45号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第46号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第46号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第46号平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第47号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって議案第47号平成24年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7．議案第48号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第48号須恵町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） それでは、議案第48号須恵町税条例の一部を改正する条例につきまして、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は7ページから30ページとなっておりますけども、別紙の要約を配付いただいておりますので、そちらをお願いいたします。3ページつづりのものでございます。

まず資料1でございますが、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しでございます。下の表のように、4、6、8月分の仮徴収額を2分の1にすることにより、徴収額を平準化するというものでございます。

続きまして、2ページ目、資料2でございますが、金融証券に係る税制において、分離しておりました利子と配当を合算して申告することで、税制の整備を図るというものでございます。

続きまして、3ページでございます。3枚目です。非課税投資総額を、表のとおり現行最大300万円から500万円に改正をしております。

以上、地方税法のこの3改正に伴いまして、当該町の条例を一部、議案書12ページから30ページのとおり変更及び追加削除をするというものでございます。

質疑討論はあっておりません。委員会は全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第48号須恵町税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 4 9 号

議長（三角 良人） 日程第 8、議案第 4 9 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 4 9 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書 3 1 ページをお願いします。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律が公布され、同法による改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令、及び、地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じた附則の改正です。

3 4 ページ、新旧対照表をお願いします。附則第 3 項においては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債等の利子所得が対象に追加されたことに伴い、配当所得を配当所得等に改められています。

附則第 6 項においては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改則されたことに伴い、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定として整備されています。

3 5 ページの改正前の附則第 7 項、8 項、次のページの 9 項、1 1 項、及び 3 9 ページの 1 6 項については、法令では国民健康保険税について独立した規定がおかれていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものとなっています。

3 5 ページの改正後の附則第 7 項は、第 6 項において株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等と上場株式等に改則されたことにより、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、整備されたことに伴う規定の新設となっています。

3 6 ページの附則 8 項は第 1 0 項の規定の繰り上げ、3 7 ページの附則第 9 項は第 1 2 項の規定の繰り上げ、附則第 1 0 項は第 1 3 項の規定の繰り上げ、3 8 ページの附則第 1 1 項は 1 4 項の規定を繰り上げ、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子所得等が対象に追加されたことに伴い、配当所得を利子所得、配当所得、及び雑所得に改められており、附則第 1 2 項は 1 5 項の規定を繰り上げるものとなっています。

3 3 ページに戻っていただきまして、附則第 1 条、この条例は平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。第 2 条、改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、平成 2 9 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 8 年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第49号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 . 議案第50号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書40ページをお願いします。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布されたため当該条例の一部を改正する必要が生じ、須恵町税条例に係る延滞金の例に準じた附則の改正となっています。

42ページ新旧対照表をお願いします。附則第3条は、延滞金の割合の特例の改正で、納期限後1カ月以内の割合の特例措置を、改正後では特例基準割合の定義を改め、延滞金の割合を特例基準割合に年1%を加算した割合に改め、納期限後1カ月を過ぎた後の割合について、特例基準割合に年7.3%を加算した割合を追加する内容となっています。

附則第1条で、この条例は平成26年1月1日から施行する。第2条、改正後の附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10．議案第51号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書43ページをお願いします。須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例は、平成22年10月8日の閣議決定を受け、緊急総合経済対策の趣旨に沿って、住民生活にとって大事な分野でありながら、十分でなかった分野であるDV対策や、自殺予防などの弱者支援や自立支援事業の強化を行うため、交付金を受け入れるための基金条例を設置し、基金の管理関係を条例化していたものです。

その基金を利用して、23年度、24年度の2年間、障がい児放課後対策事業に係る経費や、DV対策、自殺予防事業の強化経費に充て実施しましたが、平成25年3月31日限りで条例の効力が失効したため廃止をするものです。附則としてこの条例は公布の日から施行する。

質疑として基金条例廃止後のDV対策、自殺予防対策、障がい児放課後対策事業の実施と、経費の出どころについての質問があり、これらの事業については町の一般財源で継続して行うとのことでした。

文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11．議案第52号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第52号須恵町監査委員の選任についてを議題とします。まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第52号須恵町監査委員の選任について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書 44 ページでございます。住所、糟屋郡須恵町大字佐谷 387 番地 2、氏名、百田清二、生年月日、昭和 26 年 1 月 9 日。

任期は平成 25 年 12 月 22 日から 29 年 12 月 21 日までの 4 年間となっております。経歴は次ページのとおりとなっております。

地方自治法第 3 条第 196 項の規定に基づき、任期満了に伴い再任の同意を求めるものでございます。質疑はございません。

委員会は全員賛成で同意でございます。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意としております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は賛成です。よって、議案第 52 号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 52 号須恵町監査委員の選任については、各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

ここで百田監査委員に、ただいま議会は、貴殿を須恵町監査委員に選任同意いたしましたので報告いたします。

日程第 12 . 議案第 53 号

議長（三角 良人） 日程第 12、議案第 53 号平成 25 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） 議案第 53 号平成 25 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）について、予算審査特別委員会の報告でございます。

別紙の平成 25 年度歳入歳出補正予算の 1 ページでございます。平成 25 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 6,777 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ 79 億 2,172 万円とする。2 項歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の廃止は、第2表地方債補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

4ページでございます。地方債補正でございます。交通安全対策事業債440万円の廃止でございます。歳入20款町債及び歳出8款土木費で補正をしております。

続きまして、次ページ、5ページでございます。債務負担行為補正でございます。粕屋南部消防組合負担金平成24年度借入償還分、平成25年から29年までの5年間分87万円の追加となっています。

それでは、事項別明細により説明をいたします。6ページからでございますが、歳入です。8款地方特例交付金は確定による追加計上。9款地方交付税は不足分のバランス調整。13款国庫支出金は交通安全施設事業の決定による減額。14款県支出金は、主に私立保育園の処遇改善に対する人件費の補助でございます。18款繰越金は平成24年度分実質収支額の繰り入れとなっています。19款雑収入は各返納金と災害補償金。続いて20款町債は交通安全対策事業の決定による減額となっています。

歳出につきましては、主なものを抜粋いたします。

10ページをお願いいたします。3款民生費は、社会福祉協議会事務局長の交代に伴う減額と、介護予防対策費の返納金の増額となっております。

12ページです。3款民生費は歳入14款の私立保育園の処遇改善に対する人件費の補助2年分でございます。補助率は100%でございます。

14ページです。6款農林水産費は農区申請分水路改良費になっております。8款土木費では交通安全施設事業の決定による国庫支出金及び町債の減額です。

16ページです。消防費では粕屋南部消防組合出張所用地買収費が計上をされております。以下、10款においては主に人件費の増額補正というふうになっております。

質疑でございますが、社会福祉協議会費人件費の件、保健センター冷凍冷蔵庫の件、農業水路補修整備の件、保育士と処遇改善臨時特例事業費補助金の件、図書館の3町合同電算システムの件などとなっております。

以上、委員会は全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第53号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13．議案第54号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について文教厚生委員会の審査報告をします。

別冊補正予算書22ページをお願いします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額からそれぞれ472万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8,476万1,000円とするものです。

歳入の補正は25、26ページ、3款1項療養給付費等負担金、2項財政調整交付金、6款2項県の財政調整交付金は、歳出の後期高齢者支援金納付金と介護納付金の確定により、国、県の補助率による減額補正です。

3款2項国の財政調整交付金の普通調整交付金は、特定軽減世帯の延長に対するシステム改修委託金が全額、補助対象として補正されています。

5款1項前期高齢者納付金、支払基金からの確定通知による減額補正です。

9款繰越金は前年度の繰越金が確定していますので今回補正されています。

歳出では27、28ページ、1款1項一般管理費委託料は特定継続世帯の延長に対する電算システムの委託料の補正です。3款後期高齢者支援金と4款前期高齢者納付金と30ページの6款介護納付金が確定したことによる増額補正です。

9款1項国庫支出金等還付金は24年度の実績により、退職者医療の療養給付費負担金の超過分と特定健診の国・県補助金の前年度の精算金として503万3,000円が返還金として補正されています。

10款予備費は、収支の調整により補正計上されています。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14．発議第1号

議長（三角 良人） 日程第14、発議第1号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） それでは、発議第1号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書提出について、総務建設産業委員会の報告でございます。

提出議員、松山力弥議員、賛成議員、荒木敏光議員、意見書の提出先、内閣総理大臣ほか5大臣と衆参議長になっております。

提案理由は当初、松山議員より説明があり、また記載のとおりでございます。同発議は平成24年第3回定例会におきまして、全国森林環境税創設促進議員連盟より提出されていたものを当議会は全員賛成により採択し、全国585市町村が意見書を提出しておりました。

しかしながら、平成25年度税制改正大綱におきまして、消費税法と改正法第7条の規定に基づき、早急に総合的な検討を行うという表現にとどまり、制度創設にはいま一步のところでは至っていないというものでございます。

今回タイミングを計り、再度、提出されたものでございます。委員会は全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、本意見書について採決に入ります。本意見書に対する各委員長の報告は可決です。よって、本意見書は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出については委員長報告のとおり可決されました。

日程第15．陳情書

議長（三角 良人） 日程第15、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書を

議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 失礼しました。陳情でございます。本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書について、総務建設産業委員会の報告です。

提出者、福岡市博多区千代4の30の2の4階、日本会議理事長山本泰藏氏でございます。

国旗及び地方自治体旗はそれぞれの象徴であり、掲揚は常識であるとされております。

また、福岡県市町村議会の状況を鑑みた上、採決の結果、委員会は全員賛成で採択をしております。以上です。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で採択としております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する各委員長の報告は採択です。よって、本陳情を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書は採択することに決定しました。

日程第16．糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の選挙

議長（三角 良人） 日程第16、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。本件については、選出母体を議会から1名と決定しておりましたので、三上政義議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました三上政義議員を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、三上政義議員を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と決定しました。

三上政義議員に会議規則第32条の第2項の規定により、告知します。

ここで、三上政義議員に当選の御挨拶をお願いします。

議員（10番 三上 政義） ありがとうございます。めでたくですね、無投票当選をさせていただきました。ありがとうございます。皆様方の御協力、御指導を得ながらですね、あの財産組合の今後のさらなる発展のためにですね、努力をしてみたいです。どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

日程第17．委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より町公共施設老朽化調査について、文教厚生委員会より文教施設訪問について、委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

日程第18．議員の派遣について

議長（三角 良人） 日程第18、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣についてはお手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。
会議を閉じます。平成25年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時58分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 6 番 荒木 敏光

署名議員 7 番 吉本 實